

「秋田県特殊教育総合整備計画」【改訂】

「秋田県特別支援教育総合整備計画」



秋田県こども総合支援エリア（仮称 平成22年度運用開始）イメージ

平成 21 年 3 月
秋 田 県 教 育 委 員 会

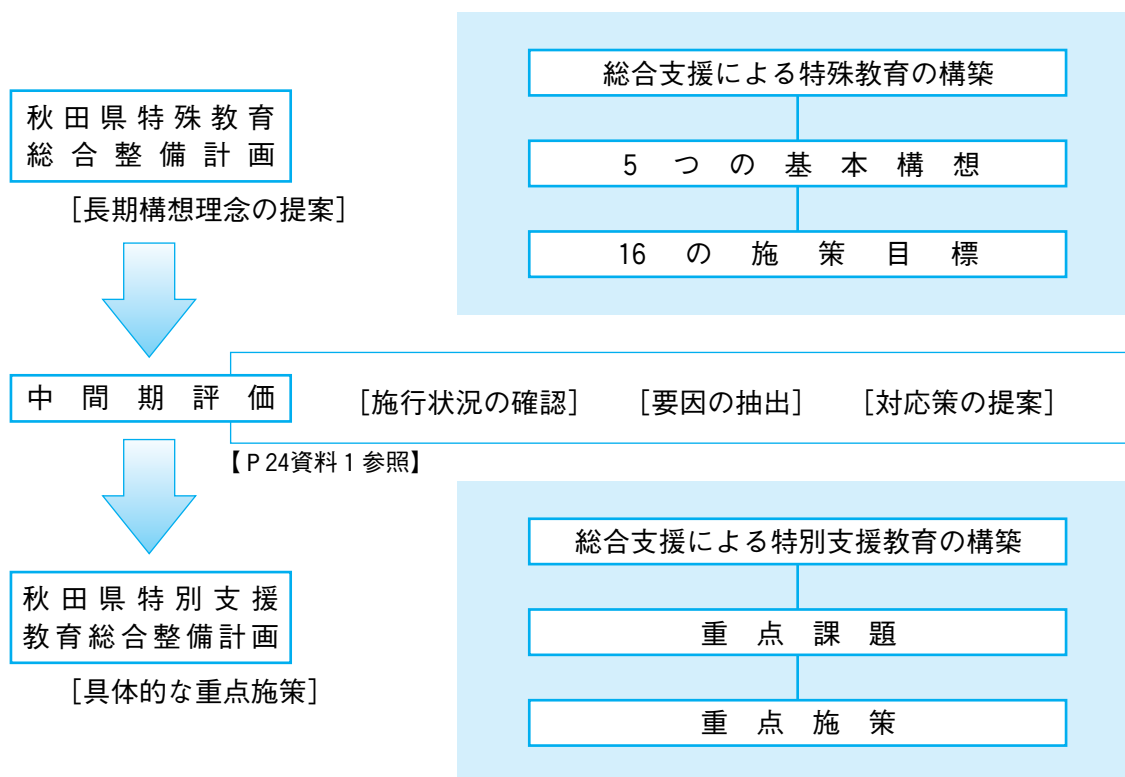
「秋田県特殊教育総合整備計画」改訂の趣旨

「秋田県特殊教育総合整備計画」は、これまでの秋田県特殊教育の現状と課題を整理し、平成15年度より10年間の本県特殊教育（特別支援教育）の方向性を5つの基本構想と16の施策目標で示しました。

平成20年度、本整備計画は5年を経過しました。この間、学校教育法の一部改正による特殊教育から特別支援教育への移行により、本県の特殊教育も大きな転換期を迎え、各校の支援体制、関係機関による相談支援体制及びネットワーク作りが進められてきました。そして、本整備計画の基本構想の一つである「子どもや地域の実態に応じた学校の整備」を具体化する施策の一つとして平成17年度「秋田県こども総合支援エリア（仮称）基本構想」が策定され、平成22年度の開校・運用開始をめざし、平成20年度より建築工事が始まりました。

多様化する特別支援教育のニーズと新たな学校制度を踏まえ、次の作業を進めることにより「秋田県特殊教育総合整備計画」後期5カ年の重点施策を「秋田県特別支援教育総合整備計画」として改訂します。

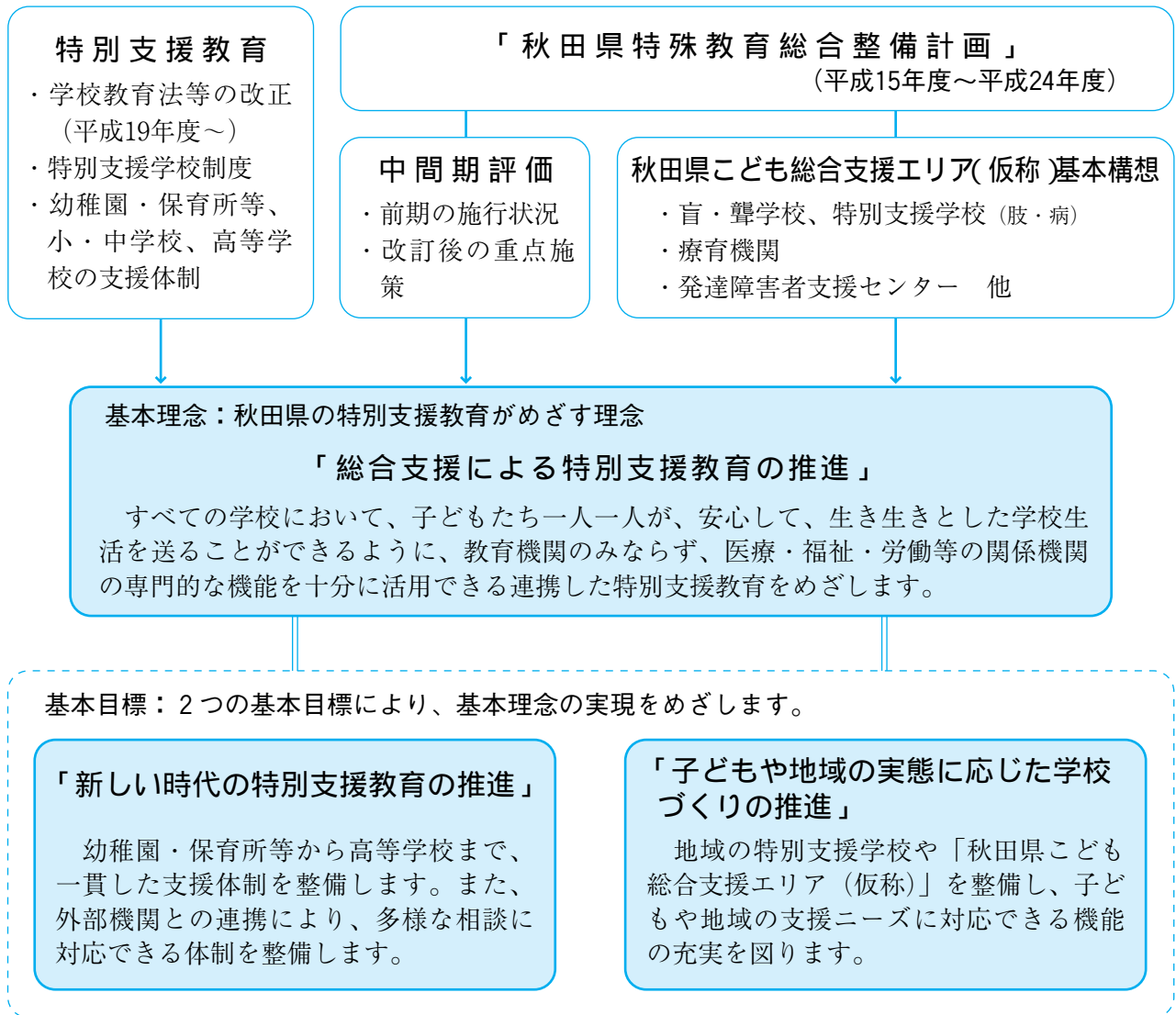
- ① 「秋田県特殊教育総合整備計画」に示された施策目標の施行状況を確認する。
- ② 施行状況に課題のある施策内容について要因を探求する。
- ③ 諸制度の改正や特別支援教育に関する新たなニーズに対応した重点課題を明らかにする。
- ④ 重点課題に対応する具体的かつ創造的な重点施策を提案する。
- ⑤ 多様な教育的ニーズに対応する新たな特別支援学校整備の具体を提案する。



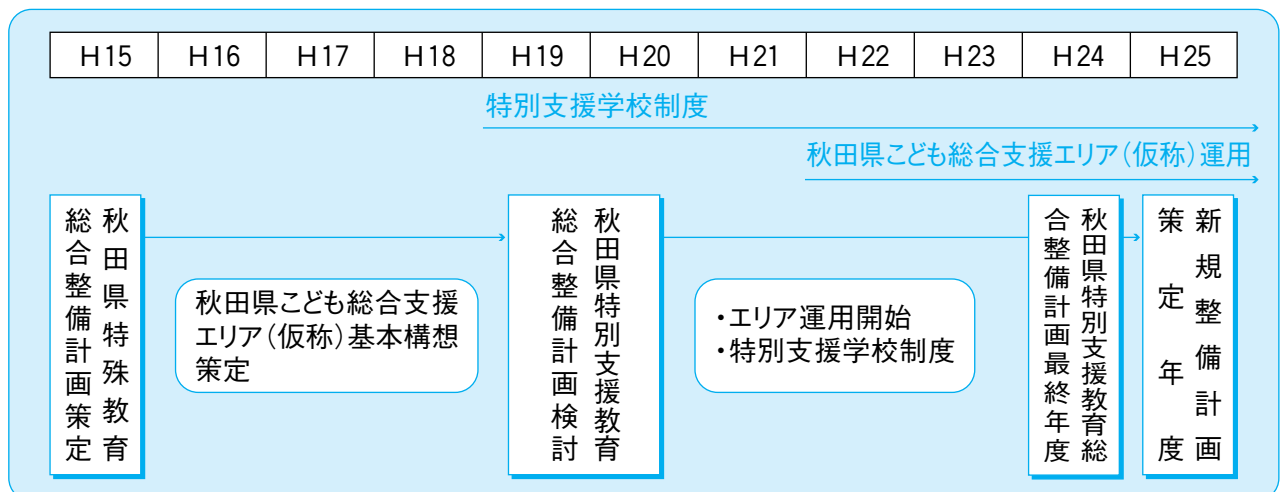
なお、総合整備計画の名称については、制度等の改正に鑑み、総合整備計画の改訂から「秋田県特殊教育総合整備計画」を「秋田県特別支援教育総合整備計画」と変更することとしました。

I 「秋田県特別支援教育総合整備計画」

1 基本理念と基本目標



2 計画の期間



3 計画の概要

秋田県特殊教育総合整備計画（H15年策定）

基本構想

施策目標

課題項目

基本目標1 「新しい時代の特別支援教育の推進」

1 生きる力をはぐくむ学校づくり

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 一人一人に応じた多様な教育の推進
- (3) 小・中学校の特別支援教育の充実

- ・ 幼稚園・保育所等の支援体制の整備
- ・ 小・中学校の支援体制の充実
- ・ 高等学校の支援体制の整備

2 関係機関との連携による特殊教育の推進

- (1) 早期からの継続した教育相談の推進
- (2) 自立と社会参加に向けた進路指導の充実
- (3) 障害のある幼児児童生徒や特殊教育の理解・啓発の推進

- ・ 地域のネットワーク構想
- ・ 特別支援学校の拠点機能

3 情報化に対応した特殊教育の創造

- (1) 情報教育のセンターとしての環境づくり
- (2) 情報機器の活用
- (3) 情報化に対応した新たな職域開発

- ・ ITを活用した交流や雇用の拡大

4 教職員の資質の向上

- (1) 専門研修の充実
- (2) 総合教育センターとの連携
- (3) 自主企画研修及び異校種・異業種体験の拡充

- ・ すべての校種の教職員に対する理解啓発

基本目標2 「子どもや地域の実態に応じた学校づくりの推進」

1 子どもや地域の実態に応じた学校の整備

- (1) 医療機関との連携
- (2) 総合エリア・施設共用の学校の整備
- (3) 地域の実態に応じた養護学校の整備
- (4) 高等部における職業教育の充実

- ・ 特別支援学校の教育課程や学習環境整備
- ・ 職業学科、高等支援学校構想
- ・ 多様な障害に対応する寄宿舎指導

秋田県特別支援教育総合整備計画（改訂）

重点課題

重点施策

基本理念「総合支援による特別支援教育の推進」

基本目標1 「新しい時代の特別支援教育の推進」

1 すべての幼稚園・保育所等、学校の特別支援教育を推進するために

- (1) 幼稚園・保育所等、高等学校の園・校内支援体制の整備
- (2) 小・中学校の校内支援体制の機能強化
- (3) 学校間の連携による、移行支援体制の整備
- (4) 校内支援体制作りをサポートする相談機能の充実

2 ライフステージに応じた支援体制を整備するために

- (1) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく一貫した教育的支援
- (2) 早期からの教育相談・支援、就学指導の充実
- (3) 関係機関との連携による早期からの進路指導
- (4) 関係機関による支援ネットワークの整備

3 一人一人に応じた教育の質の向上をめざすために

- (1) 全校種教職員への特別支援教育の理解啓発
- (2) 特別支援教育に関する専門性育成研修の充実
- (3) 特別支援学校からの障害種毎の専門情報の発信
- (4) ICTを活用した学校間情報交流

基本目標2 「子どもや地域の実態に応じた学校づくりの推進」

4 多様な教育的ニーズに対応する特別支援学校を構築するために

- (1) 新たな特別支援学校の体制整備（平成22年度新体制予定）
- (2) エリアにおける学校間連携、機関間連携
- (3) 高等部職業教育の充実
- (4) 児童生徒増及び通学困難児童生徒への対応

Ⅱ 重点課題 1 すべての幼稚園・保育所等、学校の特別支援教育を推進するために

すべての幼稚園・保育所等、小・中学校、高等学校、特別支援学校で、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が安心して充実した園や学校生活を送ることができるように、全校で支援の仕組みを作ります。また、幼稚園等や学校に対する支援機能として、関係機関による活用しやすい相談体制を整備します。

重点課題 1 に対する重点施策

(1) 幼稚園・保育所等、高等学校の園・校内支援体制の整備

- ### 重点課題 1 に対する主な施策目標
- ①すべての公立幼稚園、公立高等学校で特別支援教育コーディネーターを指名します。
 - ②幼稚園・保育所等、高等学校のコーディネーター等を対象とした研修会を実施します。
 - ③「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用し、幼稚園・保育所等と小学校、中学校と高等学校の連携を進めます。

(2) 小・中学校の校内支援体制の機能強化

- ①該当する幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成します。
- ②特別支援教育コーディネーターを校務分掌に位置付けし、校内委員会を設置します。
- ③地域毎の特別支援教育コーディネーター連絡協議会を開催し、地域におけるコーディネーターのネットワーク作りを進めます。
- ④小学校から中学校への進学時の学校間連携を進めます。
- ⑤特別支援学級や通級指導教室の適切な設置を進め、各校及び地域の特別支援教育推進の核として位置付けます。

(3) 学校間の連携による、移行支援体制の整備

- ①「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用した学校間連携の体制を整備します。(就学時、転学時、進学時、就職時)
- ②障害のある生徒の公立高等学校受検に関するガイドラインを策定します。(平成21年度)

(4) 校内支援体制作りをサポートする相談機能の充実

- ①県内3地区の「専門家・支援チーム」及び特別支援学校のセンター的機能の適切な運用を図ります。
- ②特別支援教育アドバイザー、教育専門監、指導主事を適切に配置します。

各関係機関に期待される主な役割

県教育委員会

- ・各課連携による全校種の特別支援教育推進に係る事業を検討
- ・校内支援体制に関する基本を定めるガイドラインを策定
- ・障害のある生徒の公立高等学校受検に関するガイドラインを策定
- ・小・中学校の特別支援学級や通級指導教室等を適切に設置
- ・特別支援教育アドバイザー、教育専門監や指導主事を適切に配置
- ・相談体制に係る事業を計画、実施
- ・交流及び共同学習を推進する環境及び制度の整備

市町村教育委員会

- ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒を早期に発見し、早期に対応できる体制を整備
- ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒に配慮した学習環境の整備
- ・各校特別支援教育コーディネーターによる地域における学校間連携を推進
- ・幼児児童生徒の支援ニーズにより、「特別支援教育支援員」等を適切に配置
- ・就学、転学、進学時等、学校間や関係機関との連絡調整
- ・交流及び共同学習を推進する環境及び制度の整備

幼稚園・保育所等、小・中学校、高等学校

- ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の早期発見と、適切な支援
- ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用した適切な支援
- ・ガイドラインに基づいた校内支援体制の整備と保護者や関係機関との円滑な連携
- ・特別支援教育コーディネーターの校務分掌への位置付け
- ・特別支援教育に関する園内・校内委員会の設置
- ・特別支援教育に関する研修機会の確保
- ・交流及び共同学習の推進

特別支援学校

- ・多様な障害種に対応する教育課程、指導法の工夫
- ・多様な障害種に対応する専門性の確保
- ・小・中学校等からの支援要請や就学及び教育相談に対応する体制の整備
- ・障害種毎の専門性に加え、発達障害に関する専門性を有し、地域の学校関係者に情報を提供
- ・小・中学校等との交流及び共同学習の推進

重点課題1のキーワード

秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン

校内の特別支援教育に関する支援体制を整備するための基本的な指針です。ここでは、以下についてその詳細と校種により実施目途の年度を示しています。

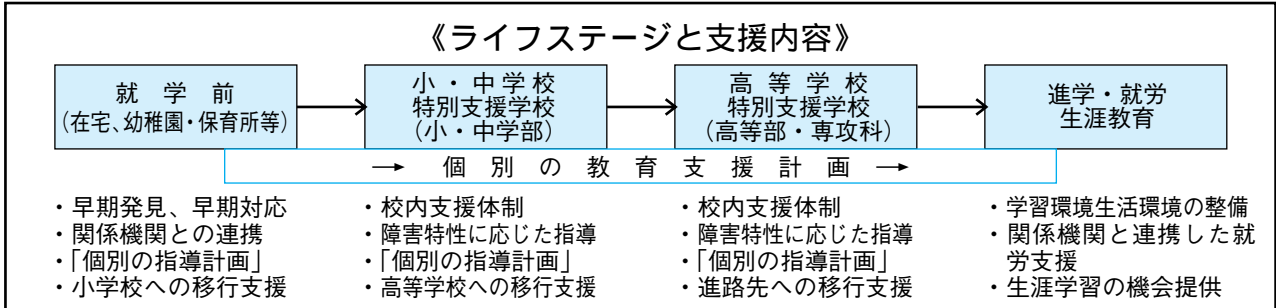
- ①特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援の具体について教職員間の共通理解を図る「園内・校内委員会」を設置すること
- ②「園内・校内委員会」のまとめ役や校内外の連絡調整役を担う「特別支援教育コーディネーター」を指名すること
- ③特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の実態や支援の具体を記した「個別の指導計画」を作成すること
- ④関係機関との連携状況をまとめた「個別の教育支援計画」を作成すること

特別支援教育アドバイザー

「特別支援教育アドバイザー」は、県内10小学校内に設置された「特別支援教育地域センター」で、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学相談や教育相談を担当します。また、県「専門家・支援チーム」の一員として、各校の巡回相談も担当します。平成20年度は10箇所地域のセンターの内、7箇所にアドバイザーが配置されています。

Ⅲ 重点課題 2 ライフステージに応じた支援体制を整備するために

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立をめざし、学校や機関毎の支援だけではなく、学校や機関が連携し、一貫した支援を行います。特に就学前の早期発見と早期対応、卒業から就労への移行期と就労後の支援について、市町村や関係機関と連携した支援体制の確立をめざします。



重点課題 2 に対する重点施策

重点課題 2 に対する主な施策目標

(1) 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づく一貫した教育的支援

- ① 特別な支援を必要とする幼児児童生徒すべてを対象に「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成します。
- ② 「個別の教育支援計画」作成を通し、幼児児童生徒一人一人に関わる関係機関の役割と連携を明確にします。
- ③ 就学前から高等学校卒業後まで一貫した支援に「個別の教育支援計画」を活用します。

(2) 早期からの教育相談・支援、就学指導の充実

- ① 在宅や幼稚園等に在園する障害のある幼児の実態を把握し、早期に対応します。
- ② 各種相談機関を整備し、保護者及び関係機関との連携による幼児児童の教育的ニーズに適切に対応した就学を進めます。

(3) 関係機関との連携による早期からの進路指導

- ① 「個別の指導計画」に基づき、日ごろから児童生徒一人一人の実態と教育ニーズを把握し、適切な進路指導に対応します。
- ② 「個別の教育支援計画」又は「個別移行支援計画」に基づき、進学先の学校及び就労先の事業所等との連携を図ります。

(4) 関係機関による支援ネットワークの整備

- ① すべての地域（市単位又は市周辺地域を含む）に特別支援連携協議会を設置し、関係機関どうしの連携を推進します。
- ② 特別支援学校は、地域の特別支援教育に関するセンターとして、関係機関と連携し、地域のネットワークづくりを推進します。
- ③ 「秋田県子ども総合支援エリア（仮称）」は、秋田県の特別支援教育及び療育のセンターとして、情報発信と職員の研修機能を有します。
- ④ エリアは、卒業後の体育・文化的活動等生涯学習の場や市民との交流の場を提供します。
- ⑤ NPOやボランティア団体等と連携した生涯学習を推進します。

各関係機関に期待される主な役割

県教育委員会

- ・「専門家・支援チーム」による巡回相談・相談会の実施
- ・適切な就学指導に資する「就学事務手続きの手引」の改訂
- ・「特別支援教育地域センター」による就学相談・教育相談の実施
- ・「秋田県特別支援連携協議会」による地域及び関係機関連携の具体を検討

市町村教育委員会

- ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態や保護者の就学・進学に関する意向を十分に把握
- ・関係機関との連携による「個別の教育支援計画」を活用した適切な就学指導の推進
- ・「認定就学者」を認定する場合には、児童生徒の支援ニーズに対応する適切な学習環境を整備
- ・関係機関と共に地域の「特別支援連携協議会」設置を推進し、療育・教育について、関係機関連携による支援の具体を検討

幼稚園・保育所等、小・中学校、高等学校

- ・特別な支援を必要とする幼児児童生徒の支援ニーズを的確に把握
- ・関係機関と連携した早期からの就学指導・進路指導
- ・進学先、就労先へ支援内容等について、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用した適切な移行支援

特別支援学校

- ・関係機関と連携した早期からの就学指導・進路指導
- ・進学先、就労先へ支援内容等について、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「個別移行支援計画」を活用した適切な移行支援
- ・地域の特別支援教育のセンターとして、就学相談・教育相談に対応
- ・ライフステージに応じた情報を発信したり生涯学習の機会を提供

発達障害者支援センター

- ・医療機関や特別支援学校と連携し、専門的見地からの相談支援に対応

NPO・ボランティア団体等

- ・行政機関や特別支援学校等と連携し、卒業後の生涯学習の機会提供

重点課題2のキーワード

個別移行支援計画

障害のある生徒の職業生活・社会生活を見通し、進路指導上の課題解決のための個別の支援計画で、学校・関係機関・保護者等の役割と連携の具体を示した計画書です。すべての特別支援学校の高等部で作成されています。

特別支援連携協議会

地域の総合的な教育的支援のために有効な教育、福祉、労働、医療等の関係機関の連携協力を確保するための仕組み。秋田県では、地域毎の連携協議会が順次設置され、県全体の連携協議会も設置されています。

特別支援教育地域センター

県内10の小中学校内に設けられ、平成20年度は、7名の「特別支援教育アドバイザー」が配置されています。就学相談、教育相談に対応し、関係機関対応の窓口となります。

認定就学者

特別支援学校への就学の基準に該当する障害のある児童生徒について、市町村の教育委員会が、学習環境の整備等によって、小・中学校において適切な教育を受けることができると認められた者で、学校教育法施行令第5条に定められています。

Ⅳ 重点課題 3 一人一人に応じた教育の質の向上をめざすために

幼稚園・保育所等から高等学校、特別支援学校まで、すべての校種のすべての教職員が、特別支援教育の基礎となる障害の特性に応じた指導の基礎知識や関係機関連携の在り方等を理解することができるよう、研修事業等を通じた教育の質の向上をめざします。

重点課題 3 に対する重点施策

(1) 全校種教職員への特別支援教育の理解啓発

- ### 重点課題 3 に対する主な施策目標
- ①教職員の年次研修や専門研修の内容を充実させ、特別支援教育に関する理解啓発を進めます。
 - ②全校種の管理職に対する研修の機会を設け、各園・校における特別支援教育に関する園内・校内体制の充実を図ります。
 - ③特別支援教育に関する事業やホームページによる情報発信を通し、広く県民に対し、特別支援教育に関する理解啓発を進めます。

(2) 特別支援教育に関する専門性育成研修の充実

- ①特別支援学校は、障害種毎の指導及び地域支援に関する専門性を向上させます。
- ②特別支援学級及び通級指導教室担当者の専門性向上をめざす研修を充実させます。
- ③研修人事交流や長期実践研修等を通し、教員全体の専門性を向上させます。
- ④「専門家・支援チーム」の巡回相談や特別支援学校のセンター的機能により、各校の実態に応じた研修ニーズに対応します。

(3) 特別支援学校からの障害種毎の専門情報の発信

- ①特別支援学校は各地域の特別支援教育に関するセンターとして、就学相談・教育相談に対応し、関係する情報を発信します。
- ②「秋田県子ども総合支援エリア(仮称)」(平成22年度開校)は、全県の特別支援教育及び障害児療育のセンターとして、専門情報を発信します。
- ③「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン」とリンクした障害種別の指導に関する専門情報を特別支援学校から発信します。

(4) ICTを活用した学校間情報交流

- ①ICTを活用した新しい学習ネットワークシステムを整備します。
- ②情報機器を活用した学校間の情報交換や交流活動を推進します。
- ③情報技術の指導を充実させ、社会のニーズに対応した進路指導を推進します。

各関係機関に期待される主な役割

県教育委員会

- ・ 総合教育センターを中心に秋田県教職員研修体系に基づいた特別支援教育研修を推進
- ・ 「専門家・支援チーム」や特別支援学校の地域支援を円滑に推進するための事業の立案と実施
- ・ 特別支援教育を専門とする指導主事や教育専門監の適切な配置
- ・ 関係教員の特別支援学校教員免許状取得を推進
- ・ 人材育成と教職員の専門性向上のため、研修人事交流や長期研修の計画的な推進
- ・ ICTを活用した新たな学習ネットワークシステムを整備

市町村教育委員会

- ・ 特別支援教育を専門とする指導主事等の配置を推進
- ・ 特別支援教育に関する校内支援体制整備及び教職員の指導力向上を推進
- ・ 地域における特別支援教育に関する研修会及び情報交換会の実施

大学関係

- ・ 学校現場と連携した実践研究の推進
- ・ 全校種・全教科にわたり、特別支援教育を重視した教員養成
- ・ 特別支援教育に関する専門研究と情報の発信

幼稚園・保育所等、小・中学校、高等学校

- ・ 特別支援教育に関する情報交換会や学習の機会を設け、校内全体の支援体制作りを推進

特別支援学校

- ・ 特別支援学校間や関係機関との連携による多様な教育的ニーズに対応する専門性向上
- ・ 自校の有する専門性を中心に、教育相談、校報、ホームページ等を活用し、広く情報提供
- ・ 校内LANや情報機器を活用した情報交換や交流活動を推進

重点課題3のキーワード

専門家・支援チーム

県内3教育事務所毎に設置され、医師、指導主事、教員等で構成されます。各学校からの要請に応じて巡回相談を行い、各校の実態に応じ、特別な支援を必要とする幼児児童生徒支援の情報提供、検査や関係機関紹介を行います。保護者向けの相談会や学習会も実施しています。

ICT (Information and Communication Technology)

情報や通信に関する技術の総称。「情報」に加えて「コミュニケーション」が具体的に表現されている点に特徴があります。ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。平成14年度、県立学校すべてでLANが整備され、すべての教室からインターネット接続が可能となっています。

秋田県教職員研修体系

ライフステージに応じた職能成長を遂げ、職能分化に対応できる力量を高めることを目的とした教職員研修の全体構造を示したものです。昭和60年度に策定され、平成18年度第4次の改訂を行いました。

V 重点課題 4 多様な教育的ニーズに対応する特別支援学校を構築するために

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒は、増加の傾向と障害の重複化の傾向にあり【P37資料5参照】、教室不足等学習環境の整備や多様な教育的ニーズへの対応が課題となっています。これらに対応するため、「秋田県こども総合支援エリア（仮称）」をはじめ、地域の特別支援学校をハード、ソフト両面から整備します。

重点課題 4 に対する重点施策

(1) 新たな特別支援学校の体制整備

- ① 「秋田県こども総合支援エリア（仮称）」を核とした特別支援学校のネットワークを構築します。（平成22年度～）
- ② 幼児児童生徒の多様な実態と教育的ニーズに対応した各特別支援学校の教育環境及び教育課程を整備します。
- ③ 幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、外部専門家や外部機関と連携します。

(2) エリアにおける学校間連携、機関間連携

- ① 平成20・21年度、エリア関係4校による学校間連携に関する共同検討を実施します。
- ② エリア内の学校に在籍する幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、各学校の有する専門機能を相互活用します。
- ③ ICFの理念に基づき、保護者、学校及び療育機関等連携による総合的な支援体制を整備します。

(3) 高等部職業教育の充実

- ① 特別支援学校高等部に在籍する生徒の教育的ニーズ及び社会の要請に対応した職業教育の在り方を検討します。
- ② 新たな特別支援学校の体制整備に伴い、多様な教育的ニーズに対応する高等部職業学科を設置します。
- ③ 生徒の進路ニーズや社会情勢の変化に対応するため、盲学校・聾学校高等部及び専攻科の学科を再編します。

(4) 児童生徒増及び通学困難児童生徒への対応

- ① 地域や各校の実情に応じて、校舎の増改築、移転又は分教室設置を検討します。
- ② スクールバスの適切な配置と効率的な運行経路を設定します。
- ③ 就学前の教育相談を充実させ、適切な就学指導を推進します。

重点課題 4 に対する主な施策目標

各関係機関に期待される主な役割

県教育委員会

- ・ 県全体の特別支援学校構想から、各特別支援学校の機能と役割を整備
- ・ 「秋田県こども総合支援エリア（仮称）」の適切な学校間、機関間連携のため、開校までに運用の具体を整備
- ・ 秋田県の特別支援教育及び療育のセンターとして、「秋田県こども総合支援エリア（仮称）」の情報発信機能、職員研修機能を整備
- ・ 高等部職業学科構想等、特別支援学校の高等部職業教育の方向性を明確化
- ・ 特別支援学校への就学傾向、通学範囲等を把握し、安全で効率的なスクールバス運用や地域の分教室設置構想等を具体化
- ・ 児童生徒増に伴う各特別支援学校の教室不足に対応した構想を具体化

市町村教育委員会

- ・ 障害のある幼児への早期からの相談対応と適切な就学指導の実施
- ・ 地域の特別支援学校在籍者増や通学困難者増の課題に対し、特別支援学校及び県教育委員会と共同で対応を検討

特別支援学校

- ・ 多様な障害種に対応した教育課程を立案、実施
- ・ 平成22年度からの新たな特別支援学校の整備に向け、自校の課題を検証し、将来構想を立案
- ・ 地域の特別支援学校在籍者増や通学困難者増の課題に対し、市町村教育委員会及び県教育委員会と共同で対応を検討
- ・ 「秋田県こども総合支援エリア（仮称）」運用開始に向け、エリア運用の具体に向けた準備（平成20、21年度、関係4校共同検討・研究指定）

重点課題4のキーワード

特別支援学校

平成19年度、学校教育法の一部改正により、従来の盲・聾・養護学校が制度として「特別支援学校」に名称変更されました。特別支援学校は複数の障害種に対応できると同時に、地域の特別支援教育のセンターとしての機能も有することが示されました。

秋田県こども総合支援エリア（仮称）

盲学校、聾学校、肢体不自由を主とする特別支援学校および療育機関が隣接する総合支援エリア。各機関が連携し、特別な支援を必要とする子どもから大人まで医療・福祉・教育・労働と総合的なサービスを提供します。平成17年度基本構想が策定され、平成20年度から着工、平成22年度の運用開始をめざします。【P42資料8参照】

ICF (International Classification of Functioning, Disability and Health)

WHOが2001年に採択した国際生活機能分類。障害を、環境要因と個人の条件という個人が参加していく上での制約と捉え、個人の健康状態と関連状況を記述するための標準的な言語と概念的枠組みを提供しています。

各特別支援学校整備計画

平成21年度

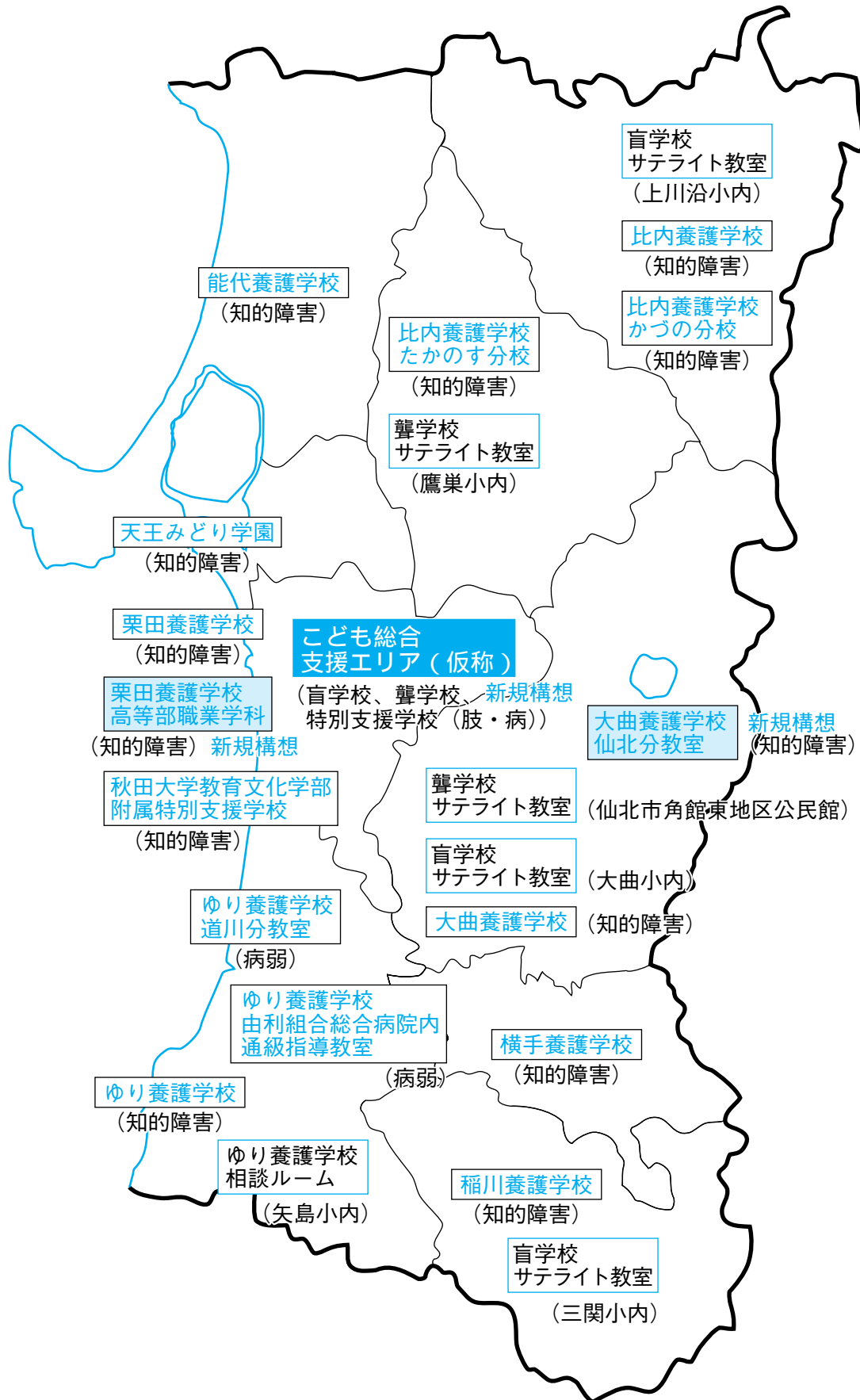
学 校	障害種
秋田県立盲学校	視覚障害
秋田県立聾学校	聴覚障害
秋田県立秋田養護学校	肢体不自由
道川分教室	病弱
秋田県立勝平養護学校	肢体不自由
秋田県立比内養護学校	知的障害
かづの分校	知的障害
たかのす分校	知的障害
秋田県立能代養護学校	知的障害
秋田県立養護学校 天王みどり学園	知的障害
秋田県立栗田養護学校	知的障害
秋田県立ゆり養護学校	知的障害
由利組合総合病院内 通級指導教室 矢島地域相談ルーム	
秋田県立大曲養護学校	知的障害
秋田県立横手養護学校	知的障害
秋田県立稲川養護学校	知的障害

平成22年度

学 校	障害種	備 考
盲学校（移転）	視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> こども総合支援エリア（仮称） 平成22年度開校 視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、病弱教育のセンター校
聾学校（移転）	聴覚障害	
特別支援学校（新） （肢体・病弱）	肢体不自由 病弱	
比内養護学校	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 本校・分校を含め、新たな学校構想を検討 大館、鹿角、北秋田地域のセンター校
かづの分校	知的障害	
たかのす分校	知的障害	
能代養護学校	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 能代・山本地域のセンター校
天王みどり学園	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 総合教育センターと連携した研修機能 男鹿、潟上、南秋田地域のセンター校
栗田養護学校	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 高等部職業学科設置（平成22年度～） 秋田地域のセンター校
高等部職業学科（新）	知的障害	
ゆり養護学校	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 分教室、通級指導教室における病弱部門 矢島地域相談ルームで通級対応 由利本荘地域のセンター校
由利組合総合病院内 通級指導教室	病弱	
道川分教室（移管）	病弱	
矢島地区相談ルーム		
大曲養護学校	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 仙北地域からの通学生への対応 大仙、仙北地域のセンター校
仙北分教室（新）	知的障害	
横手養護学校	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 校舎が2箇所に分かれていることへの対応 横手・平鹿地域のセンター校
稲川養護学校	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 湯沢市街地への移転案を含めて検討 湯沢・雄勝地域のセンター校

- *こども総合支援エリア（仮称）内の特別支援学校は校名を公募等で検討する。
- *その他の特別支援学校については、校名を現状とし、平成25年度再検討する。
- *地域の特別支援学校は、知的障害を主な対象とし、知的障害を伴う視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の児童生徒を対象とする。
- *ゆり養護学校の道川分教室（あきた病院内）、由利組合総合病院内通級指導教室を病弱部門とする。

特別支援学校・サテライト教室（平成22年度以降の構想）



各特別支援学校整備スケジュール

下記スケジュールは、今後の児童生徒数の推移及び地域の実情を背景とし、条件整備の整ったところから順次着手する。施行年度は、一部確定した事業を除き、目安である。

学校	整備の検討内容	H20	H21	H22	H23	H24	H25
盲 聾 秋 田 勝 平	H22：「こども総合支援エリア（仮称）」へ移転	<ul style="list-style-type: none"> ・エリア建築工事 ・運用に関する4校共同検討 		【H22運用開始】			次 期 整 備 計 画 策 定
比 内 かづの たかのす	本校校舎の老朽化、分校の教室不足への対応（*1）	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎老朽化、教室不足の課題に対し、今後の比内養護本校・分校の在り方検討を通して対応 ・本校・分校の増改築案、移転案、高等部学科再編案を含め、新たな学校づくり構想 					
能 代 みどり							
栗 田	H22：職業学科設置（*2）	職業学科検討		【H22運用開始】			
ゆ り	H22：分教室、通級指導教室で病弱部門設置	病弱部門検討		【H22運用開始】			
道川分教室	H22：秋田養護からゆり養護へ移管		へ ゆ り 移 管 養 護	【H22運用開始】			
大 曲	仙北地域通学生への対応（*3）	仙北地域分教室を検討					
横 手							
稲 川	校舎の教室不足への対応	湯沢市街地への移転も含めた対応検討					

- （*1）比内本校、かづの、たかのす：本校、分校を含め、今後の大館、北秋、鹿角地域の特別支援学校の在り方を検討し、校舎の老朽化、教室不足に対応する。
- （*2）高等部職業学科：エリア整備に伴う移転後の秋田養護校舎を活用し、平成22年度、栗田養護学校高等部職業学科を開設する。同職業学科の実践成果と地域のニーズから県北、県南地区の特別支援学校の職業学科を検討する。
- （*3）仙北地域からの通学生の通学時間改善のため、同地域の小学校等の校舎を活用した分教室案を仙北市と検討する。

VI 各校連携による障害種に対応した教育の充実

* 特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象者の基準については【P41資料7】を参照

視覚障害教育の充実

盲学校は、平成22年度「秋田県こども総合支援エリア（仮称）」へ移転し、医療機関や他特別支援学校との連携の基に、秋田県の視覚障害教育のセンターとして位置付けられます。知的障害等を伴う児童生徒や中途失明者等にも対応した教育課程と、高等部専攻科の学科を検討します。

視覚障害児は、地域の小・中学校等や特別支援学校にも在籍しますが、視能訓練、歩行訓練等障害特性に対応した専門的指導の必要性から、「盲学校サテライト教室」等盲学校の地域支援の充実が求められます。

盲学校

- ①平成22年度「こども総合支援エリア（仮称）」に移転
- ②O R T*、歩行訓練士等外部専門家と連携した視覚障害児（者）への適切な支援
- ③県全域の視覚障害児（者）教育のセンター校として視覚障害教育の専門教育機能と相談機能
- ④視覚障害児の在籍する幼稚園・保育所等、学校への支援機能
- ⑤中途失明者等成人への相談機能、生活指導機能、職業教育機能
- ⑥県北、県南地区での「サテライト教室」の実施
- ⑦生徒の教育ニーズに対応した高等部専攻科再編
- ⑧小・中学校等との交流及び共同学習の推進

* O R T : Orthoptist 視能訓練士

盲学校サテライト教室

- ①大館市立上川沿小学校内等
大仙市立大曲小学校内等
湯沢市立三関小学校内等に設置
- ②盲学校教員、O R T、歩行訓練士による専門指導
- ③就学前児から中途失明等の成人への各種相談に対応

幼稚園・保育所等、 小・中学校、高等学校

- ①特別支援学級、通常の学級に在籍する視覚障害児への対応
- ②盲学校のセンター的機能や「サテライト教室」を活用した適切な支援
- ③小・中学校の特別支援学級の適切な設置と運営
- ④交流及び共同学習の推進

地域の特別支援学校

- ①視覚障害を伴う知的障害児への対応
- ②盲学校のセンター的機能を活用した学習環境の整備と教職員の専門性向上
- ③小・中学校等との交流及び共同学習の推進

【弱視特別支援学級】（H20.5.1現在）

小学校	6学級	在籍6名
中学校	2学級	在籍2名
計	8学級	在籍8名

聾学校は、平成22年度「秋田県こども総合支援エリア（仮称）」へ移転し、医療機関や他特別支援学校との連携の基に、秋田県の聴覚障害教育のセンターとして位置付けられます。知的障害等を伴う幼児児童生徒も在籍し、教育課程の編成、高等部及び専攻科の学科編成を再検討します。

聴覚障害児は、地域の小・中学校等や特別支援学校にも在籍しますが、聴覚活用、言語指導等障害特性に対応した専門的指導の必要性から、「聾学校サテライト教室」等聾学校の地域支援の充実が求められます。

聾学校

- ①平成22年度「こども総合支援エリア(仮称)」に移転
- ②S T*等外部専門家と連携した聴覚障害児への適切な支援
- ③県全域の聴覚障害児（者）教育のセンター校として、聴覚障害教育の専門教育機能と相談機能
- ④聴覚障害児の在籍する幼稚園・保育所等、学校への支援機能
- ⑤新生児聴覚検査事業の療育拠点機関
- ⑥県北、県南地区での「サテライト教室」の実施
- ⑦生徒の教育ニーズに対応した高等部及び高等部専攻科再編
- ⑧小・中学校等との交流及び共同学習の推進

* S T : Speech-Language-Hearing Therapist
言語聴覚士

聾学校サテライト教室

- ①北秋田市立鷹巣小学校内
仙北市角館東地区公民館内に設置
- ②聾学校教員派遣による専門指導
- ③就学前からの各種相談に対応

地域の特別支援学校

- ①聴覚障害を伴う知的障害児への対応
- ②聾学校のセンター的機能を活用した学習環境の整備と教職員の専門性向上
- ③S T等外部専門家と連携した聴覚障害児への適切な支援
- ④小・中学校等との交流及び共同学習の推進

幼稚園・保育所等、 小・中学校、高等学校

- ①特別支援学級、通常の学級に在籍する聴覚障害児への対応
- ②聾学校のセンター的機能や「サテライト教室」を活用した適切な支援
- ③小・中学校の特別支援学級の適切な設置と運営
- ④交流及び共同学習の推進

【難聴特別支援学級】（H20.5.1現在）

小学校	20学級	在籍22名
中学校	6学級	在籍8名
計	26学級	在籍30名

秋田養護学校、勝平養護学校は、平成22年度「秋田県こども総合支援エリア（仮称）」内の新たな特別支援学校に移転統合し、医療機関や他特別支援学校との連携の基に、秋田県の肢体不自由教育のセンターとして位置付けられます。

肢体不自由児は、地域の小・中学校等にも在籍しますが、生活上・学習上の障害特性に対応した専門的指導の必要性から、各特別支援学校の地域支援の充実が求められます。

エリア内特別支援学校（仮称）

- ①平成22年度「こども総合支援エリア（仮称）」に秋田養護、勝平養護移転統合
- ②隣接する療育施設に入所する児童生徒及び常時医療的な配慮を必要とする児童生徒を対象
- ③OT、PT*等外部専門家と連携した肢体不自由児への適切な支援
- ④看護師配置による医療的ケアへの適切な対応
- ⑤隣接する療育機関と連携した県全域のセンター校として肢体不自由教育の専門機能と相談機能
- ⑥肢体不自由児の在籍する幼稚園・保育所等、学校への支援機能
- ⑦小・中学校等との交流及び共同学習の推進

* OT : Occupational Therapist
作業療法士

* PT : Physical Therapist
理学療法士

地域の特別支援学校

- ①肢体不自由を伴う知的障害児への対応
- ②エリア内特別支援学校のセンター的機能を活用した学習環境の整備と教職員の専門性向上
- ③OT、PT等外部専門家と連携した肢体不自由児への適切な支援
- ④看護師配置による医療的ケアへの適切な対応
- ⑤肢体不自由児の在籍する幼稚園・保育所等、学校への支援機能
- ⑥小・中学校等との交流及び共同学習の推進

幼稚園・保育所等、 小・中学校、高等学校

- ①特別支援学級、通常の学級に在籍する肢体不自由児への対応
- ②エリア内特別支援学校や地域の特別支援学校のセンター的機能を活用した学習環境の整備と教職員の専門性向上
- ③小・中学校の特別支援学級の適切な設置と運営
- ④交流及び共同学習の推進

【肢体不自由特別支援学級】		(H20.5.1現在)
小学校	22学級	在籍31名
中学校	14学級	在籍16名
計	36学級	在籍47名

平成16年、国立療養所の再編統合に伴い、病弱児を対象とする本荘養護学校が廃校となりました。医療技術等の進歩により、長期の入院や療養を要する児童生徒が激減し、医療的な配慮を要する慢性疾患児は、短期の入院や通院による治療を受けながら、小・中学校の特別支援学級、院内学級、通常の学級に在籍しています。

「秋田県こども総合支援エリア（仮称）」内の新たな特別支援学校は、療育機関や他特別支援学校との連携の基に、病弱教育に関する相談機能、支援機能を有します。また、ゆり養護学校は、病弱部門として道川分教室及び病院内通級指導教室を運営します。

エリア内特別支援学校(仮称)

- ①平成22年度「こども総合支援エリア(仮称)」に秋田養護、勝平養護移転統合
- ②隣接する療育機関に新たに設置される重症心身障害児施設入所児童生徒への教育の充実
- ③隣接する療育機関と連携した県全域の慢性疾患児・身体虚弱児教育に関する相談機能
- ④病弱・身体虚弱児の在籍する幼稚園・保育所等、学校への支援機能
- ⑤県内小・中学校院内学級、病弱・身体虚弱特別支援学級間のネットワーク作り
- ⑥小・中学校等との交流及び共同学習の推進

地域の特別支援学校

- ①病弱・身体虚弱を伴う知的障害児への対応
- ②エリア内特別支援学校のセンター的機能を活用した学習環境の整備と教職員の専門性向上
- ③地域の小・中学校等に在籍する病弱・身体虚弱児童生徒への支援
- ④小・中学校等との交流及び共同学習の推進

幼稚園・保育所等、 小・中学校、高等学校

- ①特別支援学級、病院内学級、通常の学級に在籍する病弱・身体虚弱児への対応
- ②エリア内特別支援学校と地域の特別支援学校のセンター的機能を活用した学習環境の整備と教職員の専門性向上
- ③慢性疾患児童生徒及び身体虚弱児童生徒を対象とした小・中学校の特別支援学級及び病院内学級の適切な設置と運営
- ④交流及び共同学習の推進

ゆり養護学校

- ①平成22年度、病弱部門（道川分教室、由利組合総合病院内通級指導教室）設置
- ②平成22年度、道川分教室を秋田養護学校から移管、重度・重複障害児教育のセンターとしての相談機能
- ③由利組合総合病院内通級指導教室の運営
- ④小・中学校等との交流及び共同学習の推進

【身体虚弱特別支援学級】（H20.5.1現在）		
小学校	10学級（内2）	在籍13名（内5）
中学校	3学級（内1）	在籍3名（内1）
計	13学級（内3）	在籍16名（内6）
*（内）は病院内学級		

平成20年度、県内特別支援学校には、小・中学部で、55.4%の重複障害児が在籍し、地域の特別支援学校では、知的障害の他に身体障害等を併せ有する児童生徒が在籍しています。地域の障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するため、地域の特別支援学校は、知的障害のある児童生徒を主な対象とし、身体障害等を併せ有する児童生徒にも対応する特別支援学校をめざします。また、高等部生徒の就労ニーズに対応するため、高等部の職業教育の充実をめざします。栗田養護学校には、平成22年度高等部職業学科の設置を予定しています。

小・中学校の知的障害特別支援学級に在籍する児童生徒は、増加及び障害の重度化の傾向にあります。担当する教員の専門性と校内の支援体制が求められ、自校の努力と同時に、地域の特別支援学校が積極的に小・中学校等支援に対応する必要があります。

地域の特別支援学校

- ① 知的障害を主な対象とし、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱を伴う知的障害児へ対応
- ② 知的障害教育の専門機関として、地域の特別支援教育のセンター的機能
- ③ 重複障害について、エリア内特別支援学校のセンター的機能を活用した学習環境の整備と教職員の専門性向上
- ④ 職業自立をめざす生徒を育成するため、栗田養護学校に職業教育と専門科目を重視した高等部職業学科を設置
- ⑤ 栗田養護職業学科の実践成果と学科ニーズから地域の特別支援学校の職業学科を検討
- ⑥ 児童生徒増に伴う教室不足への対応を検討
- ⑦ 遠距離等による通学困難児童生徒への対応を検討
- ⑧ 小・中学校等との交流及び共同学習の推進

【地域の特別支援学校整備】

学 校	検 討 内 容
比内養護学校 かつの分校	校舎の老朽化、児童生徒増への対応
たかのす分校	本校・分校を含め、新たな比内養護学校構想 大館市街地への移転も検討
栗田養護学校	H22、秋田養護学校校舎を活用し、高等部職業学科を設置
ゆり養護学校	道川分教室、秋田養護学校から移管 病弱部門（道川分教室、由利組合総合病院内通級指導教室）を設置
大曲養護学校	仙北地区児童生徒の通学困難に対応 仙北地区分教室も検討
稲川養護学校	児童生徒増による教室不足への対応検討

小・中学校

- ① 特別支援学級を中心に、全校体制での適切な指導
- ② 特別支援学校のセンター的機能を活用した学習環境の整備と教職員の専門性向上
- ③ 小・中学校の特別支援学級の適切な設置と運営
- ④ 交流及び共同学習の推進

エリア内特別支援学校(仮称)

- ① 平成22年度「こども総合支援エリア(仮称)」に秋田養護、勝平養護移転統合
- ② エリア内療育機関と連携した相談活動に対応
- ③ 盲学校・聾学校・特別支援学校(仮称)連携による知的障害を伴う視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱児への支援機能
- ④ 小・中学校等との交流及び共同学習の推進

【知的障害特別支援学級】 (H20.5.1現在)

小学校	158学級	在籍389名
中学校	71学級	在籍152名
計	229学級	在籍541名

発達障害等の児童生徒に対する教育の充実

平成18年度の調査で、小・中学校には、1.8%の割合で知的な遅れ等はないが、学習面・行動面で著しい困難があると判断された児童生徒が在籍しています。また、平成20年度の調査では、公立高等学校に1.2%の割合で在籍しています。【P38資料5参照】

平成20年度の段階で、すべての公立幼稚園、公立小・中学校、公立高等学校で特別支援教育コーディネーターが指名され、特別支援教育に関する校内委員会が設置されました。

平成18年度、学校教育法施行規則の一部が改正され、LD、ADHDを対象とした通級による指導が制度化されました。本県では、平成20年度LD、ADHDを対象とした通級指導教室が小学校10校、中学校1校に設置され、5月時点で101名の児童生徒が通級しています。

また、平成19年度より、特別支援教育支援員*配置に係る経費が市町村に地方財政措置され、本県では、平成20年度295名の特別支援教育支援員が小・中学校212校に配置されています。

発達障害等の児童生徒は、一人一人に配慮した指導により通常の学級において対応されます。学級内での対応が困難な場合、特別支援教育支援員の配置、通級指導教室の活用が効果的ですが、いずれも校内全体での支援体制を整える必要があります。また、外部関係機関である「専門家・支援チーム」、特別支援学校や教育専門監を活用し、専門的な情報の収集等、関係機関と連携をとることも効果的です。

*特別支援教育支援員：幼稚園等、小・中学校に在籍する障害のある幼児児童生徒の学校生活上又は学習上のサポートを行う。平成20年度、国は約30,000名配置に相当する経費を地方財政措置しました。

幼稚園・保育所等、 小・中学校、高等学校

- ①対象となる幼児児童生徒個々の課題と支援の具体等を明記した「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成
- ②校内での役割分担や支援の具体を共通理解し、全校で対応できる体制を確認する校内委員会を設置
- ③幼児児童生徒の実態や課題により、県「専門家・支援チーム」、教育専門監、特別支援学校のセンター的機能等を要請
- ④「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」等を通じた就学、進学、進級に伴う支援内容の引き継ぎ
- ⑤特別支援教育に関する教職員の共通理解及び専門性を向上させるための研修の充実

地域の特別支援学校

- ①知的な遅れを伴う発達障害児への対応
- ②地域の小・中学校等に在籍する発達障害児等への支援機能
 - ・発達検査等の実施
 - ・指導計画の作成援助
 - ・教材や学習環境の提案
 - ・教職員の研修援助 等
- ③県「専門家・支援チーム」チーム員として、巡回相談等を実施
- ④小・中学校等との交流及び共同学習の推進

こども総合支援エリア（仮称）

- ①盲学校、聾学校、特別支援学校（仮称）において、発達障害を伴う視覚障害、聴覚障害の幼児児童生徒、肢体不自由、病弱の児童生徒への対応
- ②盲学校・聾学校・特別支援学校（仮称）連携による小・中学校等に在籍する発達障害児等への相談・支援機能
- ③「発達障害者支援センター」による相談支援、発達支援、就労支援
- ④小・中学校等との交流及び共同学習の推進

資料編

- 【資料1】「秋田県特殊教育総合整備計画」中間期施行状況
- 【資料2】特別支援教育に係る制度等改正の経緯
- 【資料3】秋田県特別支援教育に係る基本構想関係の経緯
- 【資料4】秋田県特別支援学校基本データ
- 【資料5】特別支援教育対象児童生徒の現状
- 【資料6】平成19年度特別支援教育支援体制整備状況調査結果
- 【資料7】特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準
- 【資料8】「秋田県こども総合支援エリア（仮称）」基本構想
- 【資料9】秋田県特別支援教育総合整備計画検討委員会
「秋田県特別支援教育総合整備計画（案）」説明会

資料1 「秋田県特殊教育総合整備計画」中間期施行状況

「秋田県特殊教育総合整備計画」（平成15年策定）に示された「基本構想」各項目の施行状況について、各特別支援学校が示した中間期評価を基に、各項目に関する施行状況データを含め、総合的に「基本構想」毎の施行状況を確認する。また、施行状況に課題のある内容については、その要因として考えられることを示す。

各特別支援学校中間期評価の基準

学校の施行状況の「達成度」		学校が実施するに当たっての「困難度」	
評語	区分	評語	区分
H	おおむね達成された（80～100%以上）	H	学校として極めて高い水準である
M	課題が残されている（50～80%）	M	学校として相応の水準である
L	未達成である（50%を下回る）	L	学校として極めて低い水準である

		困難度		
		H	M	L
達成度	H	5	4	3
	M	4	3	2
	L	3	2	1

「評価」には、左表から「達成度」×「困難度」による、5～1の評価段階
平成19年8月各特別支援学校実施

1 生きる力をはぐくむ学校づくり

(1) 就学前教育の充実

各特別支援学校評価						
【評価内容】						
①近隣の幼稚園・保育所等との交流活動		②近隣の幼稚園・保育所等への相談・支援活動				
③体験入校・検査等就学前相談活動		④幼児教室の運営（盲学校）				
⑤幼稚部の運営（聾学校）		⑥その他				
達成度	H	8校	困難度	H	3校	評価平均 3.733
	M	7校		M	12校	
	L			L		
具体計画			現状と課題			
ア 支援体制の確立			△県内公立幼稚園の整備状況（H19文科調査） 園内の委員会（37%）、コーディネーター（19%）、指導計画（39%） ・LD、ADHD、高機能自閉症等と診断されている、又はそうではないかと思われる園児が在園していると回答した公立幼稚園は24%（H19） ○教育事務所及び幼保推進課担当指導主事による訪問指導の実施 △私立幼稚園、保育所を含め、実態の詳細が明らかではない △特別支援学校と幼稚園・保育所等との交流活動や相談・支援活動については、学校間で取組に差が生じている			
イ 担当教員の資質の向上			○コーディネーター養成研修会に、幼稚園・保育所等教職員参加 ○「専門家・支援チーム」の巡回相談 39園（H19） ○2教育事務所に幼保担当指導主事を配置			
ウ 適切な就学指導の推進			○巡回教育相談の実施（H19、14会場24日間、272件） ○「特別支援教育地域センター」（10箇所）の設置と特別支援教育アドバイザー（8名）の配置による就学相談 ○秋田県心身障害児就学審議会 ○就学指導地区別研究協議会（H19、県内3地区、198名参加） ・就学指導委員会と実際の就学が一致しなかったケース（H19、16市町村49件、認定就学者は0）			

(2) 一人一人に応じた多様な教育の推進							
各特別支援学校評価							
【評価内容】							
①多様な教育的ニーズに対応した教育課程の改善		②一人一人の指導目標に対応した授業の改善					
③障害特性に対応した学習環境の整備		④全職員による校内支援体制の整備					
⑤職業コース等社会のニーズに対応した特色ある 進路指導の工夫		⑥学校評議員等外部評価の導入					
⑦地域や他校との交流や居住地交流の推進		⑧その他					
達成度	H	8校	困難度	H	3校	評価平均	3.667
	M	6校		M	12校		
	L	1校		L			
具体計画			現状と課題				
ア 教育課程の改善と教育活動の充実			<ul style="list-style-type: none"> ○教育課程のコース制等をとる学校の増加 ○複数の障害種に対応した教育課程を検討中 △「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の授業への活用に課題 △児童生徒数増加と多様化に伴う教室数等の施設・設備が不十分 ○多様な教育的ニーズに対応したOT、PT、STの配置 (H19、8校に17名) ○教科等指導の専門員の配置 (H19、11校に18名) 				
イ 職業コースや職業学科で特色ある学校づくり			<ul style="list-style-type: none"> ○職業コースの実施 (H19、3校で実施) △職業学科や高等養護学校に関する構想の具体化 				
ウ 開かれた学校づくり			<ul style="list-style-type: none"> ○すべての学校に学校評議員会を設置 ○ボランティア人材バンクの活用 (H19、15校、172件実施) ・居住地校交流の実施 (H19、38名、延べ88回実施) 				

(3) 小・中学校の特別支援教育の充実							
各特別支援学校評価							
【評価内容】							
①研修人事交流による受け入れ教員の研修		②発達障害理解等小中学校支援に係る研修活動					
③その他							
達成度	H	12校	困難度	H	1校	評価平均	3.800
	M	2校		M	14校		
	L	1校		L			
具体計画			現状と課題				
ア 学習障害児等への教育的支援の充実			<ul style="list-style-type: none"> ○「特別支援教育校内支援体制ガイドライン」による校内支援体制の整備 (H19、校内委員会100%、コーディネーター100%、「個別の指導計画」必要な児童生徒100%) ○「専門家・支援チーム」による全地域をカバーした相談支援 (H18、178件の相談) ○各地域における特別支援連携協議会の発足 (H19、県、大仙市、横手市、能代山本地域、男鹿南秋地域) 				
イ 特殊学級の充実に向けた研修と支援体制の確立			<ul style="list-style-type: none"> ○「特別支援教育セミナー」の実施 (H19、延べ146回の申し込み) ○特別支援学校のセンター的機能 (就学相談、教育相談、検査、「個別の指導計画」作成援助 等) ○「特別支援学級新担任研修講座」(総合教育センター)(年4回) 				
ウ 小・中学校教員と盲・聾・養護学校の研修人事交流			<ul style="list-style-type: none"> ○H14～H18 毎年小中学校25名、盲・聾・養護学校25名ずつ1年間の人事交流 ○H19～ 各校種9名ずつ2年間の人事交流 ○北海道北東北三県人事交流 				

各特別支援学校の評価平均3.64をいずれも上回り、達成度の高い項目です。各特別支援学校では、看護師、OT、PT、ST等の専門職を配置し、在籍する児童生徒の多様な教育的ニーズに対応しています。また、高等部職業コースの設定等教育課程の複線化に取り組む学校も増えてきました。しかし、知的障害特別支援学校では、児童生徒の増加傾向と、肢体不自由等他障害児の在籍に施設設備面での対応が課題となっています。

小・中学校では、「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン」（H19年3月）に基づき、すべての小・中学校で、基本的な支援体制（校内委員会、コーディネーター、「個別の指導計画」）が整備されました。背景には、県内3地区毎の「専門家・支援チーム」や特別支援学校による相談活動、事務所・出張所への指導主事の配置、特別支援教育コーディネーターや教育専門監の配置等県全域をカバーする秋田県独自の相談支援体制の整備が効果を上げていることが考えられます。今後、すべての教職員への理解啓発、コーディネーターや学級担任の専門性育成など、機能面の充実が求められます。

また、幼稚園・保育所等関係では、2教育事務所に2名の専任指導主事を配置することにより、増加傾向にある相談件数に対応しています。しかし、在宅や幼稚園・保育所等の現場における障害のある幼児の実態が明らかではなく、特に発達障害児の早期発見と早期対応及び小学校との連携が課題となっています。

主な課題項目

- ・幼稚園・保育所等の特別支援教育に関する支援体制の整備
- ・多様な障害種に対応する特別支援学校の施設設備と教育課程の整理
- ・小・中学校の特別支援教育に関する支援体制の機能充実

2 関係機関との連携による特殊教育の推進

(1) 早期からの継続した教育相談活動の推進							
各特別支援学校評価							
【評価内容】							
①センター的機能による教育相談活動(セミナー、チーム等) ②サテライト教室の実践(盲学校、聾学校)							
③地域の特別支援教育のセンターとしての機能(情報発信、連携協議会) ④特別支援学級担任等実践研修の実施							
⑤その他							
達成度	H	9校	困難度	H	8校	評価平均	4.133
	M	6校		M	7校		
	L			L			
具体計画				現状と課題			
ア 盲・聾・養護学校のセンター的機能の充実				<ul style="list-style-type: none"> ○特殊教育学校のセンター的機能充実事業の実施（H15～H18） ○みんなで創る特別支援教育推進事業（H19～） ○「特別支援教育セミナー」の実施（H19、延べ146回の申し込み） ○特別支援学校のセンター的機能（就学相談、教育相談、検査、「個別の指導計画」作成援助等） ○盲・聾学校のサテライト教室の実施（聾はH15～、盲はH19～） ○8教育事務所・出張所すべてに、専門指導主事を配置 			
イ 教育相談体制の整備・充実				<ul style="list-style-type: none"> ○「特別支援教育地域センター」の設置（県内10箇所） ○特別支援教育アドバイザーの配置（H19、8名） ○教育専門監の配置（H19、県内2名） ○巡回教育相談の実施（H19、14会場24日間、272件） ○「専門家・支援チーム」による保護者相談会（H19、県内9会場で実施） ○総合教育センターにおける相談活動 			

ウ 総合支援の拠点設置とネットワークづくり	○秋田県こども総合支援エリア（仮称）基本構想の策定（H22、開校・運用開始） △地域の拠点構想の具体が未策定
-----------------------	---

(2) 自立と社会参加に向けた進路指導の充実						
各特別支援学校評価						
【評価内容】						
①幼・小・中・高一貫した計画的な就学・進路指導		②関係機関との連携による進路指導				
③「個別の教育支援計画」「個別移行支援計画」の活用		④就業サポーターの活用及び連携（知的障害特別支援学校）				
⑤地区別進路指導連絡協議会、移行支援ネットワーク会議による関係機関との連携		⑥その他				
達成度	H M L	7校 8校	困難度	H M L	3校 12校	評価平均 3.667
具体計画			現状と課題			
ア 個別の指導計画による早期からの進路指導の推進			○すべての特別支援学校で「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「個別の移行支援計画」を作成済み ・H19年度、高等部卒業生進路先（進学等7.64%、就職30.00%、施設等利用54.12%、その他8.24%）			
イ 関係機関と連携した進路指導の充実			○「特殊教育学校就業支援事業」による就業サポーターの配置（H17～19、10校に22～30名配置） ○就業サポーター地区別合同研修会の開催 ○地区別進路指導連絡協議会（県北、県央、県南） ○移行支援ネットワーク会議（県内9地区で開催）			

(3) 障害のある幼児児童生徒や特殊教育の理解・啓発の推進						
各特別支援学校評価						
【評価内容】						
①交流及び共同学習の推進		②「みんなの登校日」等学校開放の取り組み				
③特体連・特文連への参加等体育・文化活動の振興		④青年学級、公開講座等生涯学習の支援活動				
⑤その他						
達成度	H M L	10校 5校	困難度	H M L	2校 13校	評価平均 3.800
具体計画			現状と課題			
ア 地域に根ざした交流活動の展開			○各学校毎の交流活動の推進（H19、居住地校交流38名） ○ボランティア養成講座を独自開催している学校あり ・「みんなで創る特別支援教育推進事業」による交流及び共同学習の推進			
イ 障害者のための生涯学習の支援			○各特別支援学校のセンター的機能（H19、青年学級、卒業生の集い延べ72回開催） （H19、公開講習会等延べ12回開催） ○みんなの登校日（H19、延べ6,264名来校） ○各校の音楽交流会、映画教室、同窓会等の実践			
ウ 盲・聾・養護学校におけるスポーツ・文化活動の振興			○特別支援学校体育連盟（H14～）（水泳競技会、総合体育大会、各種大会への選手派遣） ○特別支援学校文化連盟（H15～）（ステージ発表、美術展） ○部活動の取り組みと、各種大会・コンクールへの参加			

特別支援学校のセンター的機能、「みんなの登校日」等地域とのつながりに関して、高い評価を示した項目です。また、特別支援学校体育連盟・文化連盟それぞれの活動は、障害のある児童生徒の体育・文化活動の振興につながったばかりでなく、障害のある児童生徒が、懸命にスポーツや演劇、作品作り等に取り組む姿を広く県民に伝える役割を果たしました。

各特別支援学校は、「専門家・支援チーム」、特別支援教育アドバイザーや教育専門監との連携により、各校の専門性を生かしたきめ細かな相談活動を展開しています。特別支援学校を核とした地域のネットワークが確立しつつあります。ネットワークがすでに出来ている地域も含め、具体的な機関間の連携が求められています。

一方、関係機関連携による進路指導を推進するため、県内9地域に移行支援ネットワーク会議が設置されました。また、特別支援学校就業支援事業により、就業サポーターが知的障害特別支援学校に配置され、職場実習や就職活動の支援を担当しました。しかし、多様な教育的ニーズを必要とする生徒の増加と社会情勢の変化により、高等部卒業生の就労状況は依然厳しい状態です。職業学科や高等支援学校の検討も含め、関係機関との連携による職業教育の在り方を再検討する必要があります。

主な課題項目

- ・地域の特別支援教育に関するネットワーク構想と特別支援学校の拠点としての機能
- ・職業学科、高等支援学校の検討も含めた特別支援学校の職業教育の在り方

3 情報化に対応した特殊教育の創造

(1) 情報教育のセンターとしての環境づくり							
(2) 情報機器の活用							
(3) 情報化に対応した新たな職域開発							
各特別支援学校評価							
【評価内容】							
①校内LAN等情報機器の教育活動への活用		②インターネット環境を活用した交流活動の実践					
③学校ホームページ等を活用した情報発信		④情報教育に関する校内研修					
⑤障害特性に対応した周辺機器や対応ソフトの活用		⑥IT関連の雇用促進					
⑦その他							
達成度	H	4校	困難度	H	4校	評価平均	3.533
	M	11校		M	11校		
	L			L			

(1) 情報教育のセンターとしての環境づくり	
具体計画	現状と課題
ア 情報環境整備と情報教育のセンター的役割	○秋田スクールIT推進事業(H14～)によるLAN整備とインターネットアクセスとホームページによる情報発信 △機器の更新時期を迎えている(6年経過) △これらネットワークを活用した学校間連携等が課題である(教師間の情報交換、児童生徒の交流)
イ 情報教育の専門家の配置	△学校毎や教師個人の研修に任されている

(2) 情報機器の活用	
具体計画	現状と課題
ア 障害種別に応じたソフトの有効活用	○プレゼンテーションソフトの授業への活用
イ 情報リテラシー向上を図る研修の充実	○特別支援学校ネットワーク情報交換会の実施 ○秋田スクールIT推進事業に係るメーカー担当者による講習会

(3) 情報化に対応した新たな職域開発	
具体計画	現状と課題
ア 全国障害者技能競技大会等への参加	○秋田県障害者技能協議大会 (H19、ワープロ部門3名、木工部門11名、縫製部門10名、紙工部門7名、喫茶サービス部門10名参加)
イ 情報処理技術者としての雇用促進	△IT関連の雇用は数少ない現状

平成14年度より、秋田スクールIT推進事業により、すべての県立学校のすべての教室からインターネット接続が可能となる環境が整備されました。各特別支援学校でも、ホームページによる情報発信や、障害特性に対応した授業作りに情報機器が活発に活用されています。

設置された機器が6年を経過し、更新の時期を迎えています。また、学校間のネットワークを活用した交流や情報交換の機会も少なかったといえます。児童生徒の実態の変化や、機器機能によるアクセシビリティ（利便性）の課題が要因として考えられます。

情報化に対応した新たな職域開発は、特別支援学校在籍幼児児童生徒の障害の重度・多様化の実態（H19重複障害児の在籍率44.4%）と雇用情勢の変化（高等部卒業生の就職状況の変化H16年度29.5%、H17年度25.8%、H18年度21.5%、H19年度30.0%）により、達成が困難であった項目です。

主な課題項目

- ・インターネット環境を活用した交流活動の実践
- ・IT関連の雇用促進

4 教職員の資質の向上

(1) 専門研修の充実																
各特別支援学校評価																
【評価内容】																
①全校体制による校内研修の推進	②長期専門研修者の全校への還元															
③教職員の障害種毎の専門性育成	④教科指導の専門性育成															
⑤その他																
達成度	<table border="1"> <tr> <td>H</td> <td>5校</td> <td rowspan="3">困難度</td> <td>H</td> <td>3校</td> <td rowspan="3">評価平均</td> <td rowspan="3">3.530</td> </tr> <tr> <td>M</td> <td>10校</td> <td>M</td> <td>12校</td> </tr> <tr> <td>L</td> <td></td> <td>L</td> <td></td> </tr> </table>	H	5校	困難度	H	3校	評価平均	3.530	M	10校	M	12校	L		L	
H	5校	困難度	H		3校	評価平均			3.530							
M	10校		M		12校											
L			L													
具体計画	現状と課題															
ア 校内研修の充実に向けた支援	○実践研究協力校の委嘱 (H19、3校に委嘱、自主公開3校、東北地区研究協議会会場校1校) ○指導主事要請訪問の実施（H19、7校） ○すべての特別支援学校にセンター的機能に係る研究を指定 (3地区毎に研究報告会) ○校内外の講師による職員研修の実施（障害種毎の専門性向上研修やOT・PT等活用による研修）															
イ 計画的な専門研修の推進	○特別支援学校免許状所有率95.7%（H19） ○研修派遣 (H19、特総研10名、秋田大学大学院1名、筑波大学教員研修センター2名、海外コミュニケーション2名) ○研修人事交流（H14～） (小・中学校25名、特別支援学校25名1年間、H19より9名ずつ2年間)															

(2) 総合教育センターとの連携							
各特別支援学校評価							
【評価内容】							
①全校体制による年次研修（初任、5年、10年）の推進 ②総合教育センター研修の活用 ③その他							
達成度	H	6校	困難度	H	2校	評価平均	3.533
	M	9校		M	13校		
	L			L			
具体計画				現状と課題			
ア 盲・聾・養護学校の研修システムの構築		<ul style="list-style-type: none"> ○年次研修の充実（初任研、5年研、10年研） ○特別支援教育課とセンターの連携による講座の充実 ○秋田はなまるネットによる研究テーマ・内容の公開 ○「特別支援学校研究主任協議会」による各校情報交換 ○各種講座の積極的活用 △遠隔地の学校は旅費の関係で制限あり 					
イ 適切な研修プログラムの策定		<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の理解に向けた講座の充実（総合教育センター） （他校種の年次研修、新任学年主任、教務主任、公開講座、専門研修） ○特別支援教育に関する講座のニーズが高まっている ○受講者のニーズ把握と講座評価を生かした研修計画（総合教育センター） ○旅費の課題はあるが、積極的な受講を勧めている △すべての校種、教員に対する特別支援教育理解啓発 △すべての障害種毎の研修講座が用意されていない 					

(3) 自主企画研修及び異校種・異業種体験の拡充							
各特別支援学校評価							
【評価内容】							
①教職員の自主研修の実施状況 ②年次研修等による異校種・異業種体験の実施 ③その他							
達成度	H	8校	困難度	H		評価平均	3.467
	M	7校		M	14校		
	L			L	1校		
具体計画				現状と課題			
ア 自主企画研修の促進		△H18まで海外自主企画研修を募集していたが、H19より中止					
イ 異校種・異業種体験による幅広い専門性の向上		<ul style="list-style-type: none"> ○H14～H18、毎年小中学校25名、盲・聾・養護学校25名ずつ1年間の人事交流 ○H19～、各校種9名ずつ2年間の人事交流 ○初任研、10年研における異業種体験研修 					

特別支援学校教員の特別支援学校免許状所有率は平成19年度、95.7%で、全国一位の所有率です。また、平成14年度より始まった特別支援学校と小・中学間の研修人事交流は、特別支援教育に関する双方の専門性育成をめざした長期的な研修の位置付けをしています。

「専門家・支援チーム」や特別支援学校の地域支援部は足繁く各校を回り、小・中学校等の教職員の研修ニーズに対応しています。また、総合教育センターにおける年次研修においても、校種を問わず特別支援教育の講座を設けています。

しかし、平成19年度文部科学省の調査によると、特別支援教育に関する研修受講者は、29.8%（公立幼稚園、市町村立小・中学校、公立高等学校教員対象）と低く、全校種全教員を対象とし

た特別支援教育に関する研修の在り方を検討する必要があります。

主な課題項目

- ・すべての校種の教職員に対する特別支援教育の理解啓発に関する研修の在り方

5 子どもや地域の実態に応じた学校づくりの推進

(1) 医療機関との連携							
各特別支援学校評価							
【評価内容】							
①医療的ケアに係る校内支援体制の整備状況		②医療機関との連携による安全安心な学習環境の整備		③緊急時マニュアルの作成等緊急時対応の準備		④O T、P T、S Tの専門性活用	
⑤その他							
達成度	H	10校	困難度	H	5校	評価平均	3.933
	M	4校		M	10校		
	L	1校		L			
具体計画				現状と課題			
ア 医療機関隣接総合養護学校の整備				○秋田県こども総合支援エリア（仮称）基本構想の策定（H22開校・運用開始予定） △地域の特別支援学校において、医療機関との連携による学校の整備の具体は示されていない			
イ 医療機関との連携による安心・安全な学校の整備				○医療的ケアに対応する看護師配置（H19、8校12名配置） ○O T、P T、S T配置（H19、8校17名配置） ○緊急時マニュアルの作成			

(2) 総合エリア・施設共用の学校の整備							
各特別支援学校評価（関係4校）							
【評価内容】							
①教職員のエリアに関する情報共有		②エリア運用に向けた校内検討		③4校間連携の在り方検討（児童生徒交流、研究、医療・福祉との連携等）		④教育課程に関する研究	
⑤その他							
達成度	H	1校	困難度	H	1校	評価平均	3.400
	M	4校		M	4校		
	L			L			
具体計画				現状と課題			
ア 特殊教育総合エリアの整備				・秋田県こども総合支援エリア（仮称）基本構想の策定（H22、開校・運用開始予定） ・関係4校情報交換会の開催（新しい学校づくりの運用の具体）			
イ 共用型の校舎・寄宿舎の整備							
ウ 体育・スポーツ施設設備の整備							

(3) 地域の実情に応じた養護学校の整備							
各特別支援学校評価							
【評価内容】							
①特別支援教育に関する総合教育センターとの連携（天王みどり）							
②特別支援教育に関する地域支援の拠点機能		③多様な障害種に対応した教育課程の整備		④多様な障害種に対応した学習環境の整備		⑤その他	
達成度	H	4校	困難度	H	2校	評価平均	3.333
	M	10校		M	13校		
	L			L			

具体計画	現 状 と 課 題
ア 天王みどり学園の新設	○H15、開校 ○隣接する総合教育センターとの連携による研修機能
イ 地域支援の拠点としての総合養護学校の整備	○地域支援の拠点機能について、地域及び関係機関の信頼 ○盲・聾学校のサテライト教室設置による拠点機能 △地域の特別支援学校における多様な障害種に対応する教育課程の検討と教職員の専門性向上と施設設備面の改善 △各特別支援学校の児童生徒増に伴う教室不足 ・ H19、「秋田県特殊教育総合整備計画」の見直し作業に伴い検討

(4) 高等部における職業教育の充実

各特別支援学校評価

【評価内容】

- ①職業コース検討等による就労支援体制の整備 ②多様な高等部生徒の特性に応じた教育課程の検討
③生徒の実態等に応じた作業種の検討 ④専門性のある社会人講師等の活用
⑤その他

達成度	H	6校	困難度	H		評価平均	3.400
	M	9校		M	15校		
	L			L			

具体計画	現 状 と 課 題
ア 職業コースにおける実習の重視	・職業コースの実施（H19、3校で実施） ・職業コースの教育課程については各校で工夫
イ 生徒の実態等に応じた特色ある作業種の選定	○生徒の実態、社会のニーズを考慮した作業種の工夫（ビルクリーニング等） ・障害の多様化に対応した作業種の検討
ウ 社会人講師の活用	○ボランティア人材バンクの活用（H19、15校172件実施） ○教科等指導の専門員の配置（H19、11校に18名） ○地域の専門家、職人の活用
エ 職業学科の検討	△職業学科や高等特別支援学校の具体構想が未定 ・ H19、「秋田県特殊教育総合整備計画」の改訂作業に伴い検討

医療的ケアへの対応など、医療機関との連携は評価平均が高かった項目です。一方、地域の特別支援学校は、児童生徒の増加傾向と、多様な障害種に対応する施設設備や教育課程の準備に課題が多く、評価平均は低く出ました。

平成15年度、総合教育センターに隣接連携する「天王みどり学園」が開校し、県内ほぼ全域に、特別支援学校が設置されました。

平成17年度には、「秋田県子ども総合支援エリア（仮称）」基本構想が策定され、平成18年度中には、整備費に係る予算案が可決成立しました。平成22年度の開校と運用開始をめざし、エリア内の学校間連携や医療・福祉施設との連携について、その具体が検討されています。

多様な障害種、医療的ケアを必要とする児童生徒への対応として、各特別支援学校には、教育的ニーズによって看護師、OT、PT、STが配置され、専門的な立場から、児童生徒の支援や教職員へのアドバイスを担当しています。

施策目標の「高等部の職業教育の充実」については、高等部職業学科や高等支援学校の検討案が示されましたが、その具体が示されていません。また、生徒の実態の変化や、社会情勢の変化に対応した進路学習の在り方や職業科・専攻科科目の内容の検討が望まれます。平成22年度のエリア運用開始及び新たな特別支援学校構想の中に、この項目の具体を示す必要があります。

主な課題項目

- ・特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の多様な障害種に対応する教育課程や学習環境の整備
- ・知的障害特別支援学校の児童生徒増に伴う教室不足
- ・特別支援学校高等部の職業コースや職業学科あるいは高等支援学校の構想

6 その他

高等学校における特別支援教育の充実（特別支援教育課評価）	
具体計画	現状と課題
ア 高等学校の現状把握	△公立高等学校の整備状況（H19、文科調査） 校内委員会（43%）、コーディネーター（28%）、指導計画（19%） △小・中学校を対象としたSENチェック*のような詳細調査未実施 ・LD、ADHD、高機能自閉症等と診断されている、又はそうではないかと思われる生徒が在籍していると回答した公立高等学校は29% ・中途退学者の増加傾向〔H18、417名（1.4%）〕 ・うち学校生活・学業不適応128名、問題行動等27名

*「SENチェック」Special Educational Needs チェックリスト：特別な支援を必要とする児童生徒の実態調査に使用するチェックリストで、平成14年度文部科学省が実態調査に使用したものを秋田県教育委員会が一部改編

寄宿舎運営の改善（寄宿舎設置校評価）							
各特別支援学校評価							
【評価内容】							
①寄宿舎指導員の勤務態様と勤務時間の改善		②多様な寄宿舎児童生徒の実態に応じた生活指導の充実とそのための研修					
③寄宿舎機能の活用と理解啓発のための取組（学部との連携、地域との連携）		④非常勤寄宿舎指導員との連携（導入校）					
⑤その他							
達成度	H	5校	困難度	H	7校	評価平均	3.714
	M	2校		M			
	L			L			

高等学校に在籍する発達障害生徒の実態は詳しく把握されていません。保護者からの相談等により、「専門家・支援チーム」が対応しているケースがある程度で、小・中学校に比べると件数は少数です。生徒指導上の課題との関連等特別支援教育の視点から現状を把握する必要があると考えられます。* H20年度、全公立高等学校を対象とした調査を実施【P38資料5参照】

特別支援学校の寄宿舎は、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の多様化に伴い、実態に応じた生活指導が求められています。各寄宿舎では、職員の多様な勤務態勢の工夫や研究・研修の充実により対応しています。また、寄宿舎機能を、地域の特別支援教育に関するセンター的機能に活用する試みが各寄宿舎で実践されています。

主な課題項目

- ・高等学校における特別支援教育の推進
- ・特別支援学校寄宿舎児童生徒の多様な実態に対応した生活指導

資料2 特別支援教育に係る制度等改正の経緯

年 月	諸 制 度 等
平成15年 3月	「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」 <ul style="list-style-type: none"> ・・・「特殊教育」から、LD等を含め特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るという基本的な方針を示す
平成16年 1月	「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」 <ul style="list-style-type: none"> ・・・教員、保護者、専門家、本人等のそれぞれの立場からの支援の在り方を示す
平成16年 6月	「障害者基本法」改正 <ul style="list-style-type: none"> ・・・障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会（ノーマライゼーション社会）の実現をめざす
平成16年 12月	「発達障害者支援法」公布（H17年4月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・・・国、地方公共団体や学校等の発達障害者支援に係る責務を明らかにし、発達障害者の自立及び社会参加に資する
平成17年 12月	「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」中央教育審議会答申 <ul style="list-style-type: none"> ・・・特別支援教育の理念と考え方、特別支援学校制度、小・中学校における制度的見直し、教員免許制度の見直しについて示される
平成18年 4月	「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・・・通級による指導の対象にLD、ADHDが加わる 情緒障害と自閉症を区別して教室を設置することができる
平成18年 4月	「障害者自立支援法」施行 <ul style="list-style-type: none"> ・・・障害種別ごとの福祉サービス、公費負担医療費等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを定める
平成18年 6月	「学校教育法の一部を改正する法律」公布（H19年4月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・・・特別支援学校制度 小・中学校等の特別支援教育の制度化
平成18年 12月	「障害者の権利に関する条約」（国連総会採択） <ul style="list-style-type: none"> ・・・障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約
平成18年 12月	「教育基本法」公布施行 <ul style="list-style-type: none"> ・・・第4条関係（教育の機会均等）に障害のある者に対する支援が新たに規定
平成20年 1月	「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」中央教育審議会答申

資料3 秋田県特別支援教育に係る基本構想関係の経緯

年 月	諸 制 度 等
平成15年 3月	「秋田県特殊教育総合整備計画」策定 ・・・秋田県特殊教育の現状と課題を整理し、平成15年度から24年度まで10年間にわたる秋田県特殊教育（現特別支援教育）の方向性を提言
平成16年 4月	「秋田県特殊教育総合エリア基本構想素案検討委員会」設置 ・・・久里浜養護学校長、八王子盲学校長、NPO法人代表等外部委員による計5回の委員会
平成17年 1月	「秋田県特殊教育総合エリア基本構想素案」策定 ・・・障害児支援の総合的な拠点の在り方等ハード面、ソフト面から提言
平成17年 7月	「秋田県子ども総合支援エリア（仮称）基本構想検討委員会」設置 ・・・県健康福祉部との合同により、筑波大学附属盲学校長、大学関係者等外部委員による4回の委員会
平成17年 11月	「秋田県子ども総合支援エリア（仮称）基本構想案」策定 ・・・エリアの概要、関係機関連携の在り方、施設・設備・運営体制の在り方等の基本構想を示す
平成18年 3月	「小・中学校等における特別支援教育校内支援体制ガイドライン（試案）」発行 ・・・校内委員会、特別支援教育コーディネーター、個別の指導計画等校内体制の整備について
平成18年 5月	「秋田県子ども総合支援エリア（仮称）調査検討委員会」設置 ・・・筑波大学教授、医師会、諸団体等外部委員による3回の委員会
平成18年 9月	「秋田県子ども総合支援エリア（仮称）調査検討委員会」報告書 ・・・効果的に療育や教育を進めるための機能、必要となる職員の配置、施設設備の具体的な機能と配置、建設予定地等について
平成19年 3月	「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン」 ・・・小・中学校に加え、幼稚園、高等学校における支援体制について
平成20年 3月	「秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン」（改訂版） ・・・Web上の配信による障害別専門情報の提供

資料4 秋田県特別支援学校基本データ

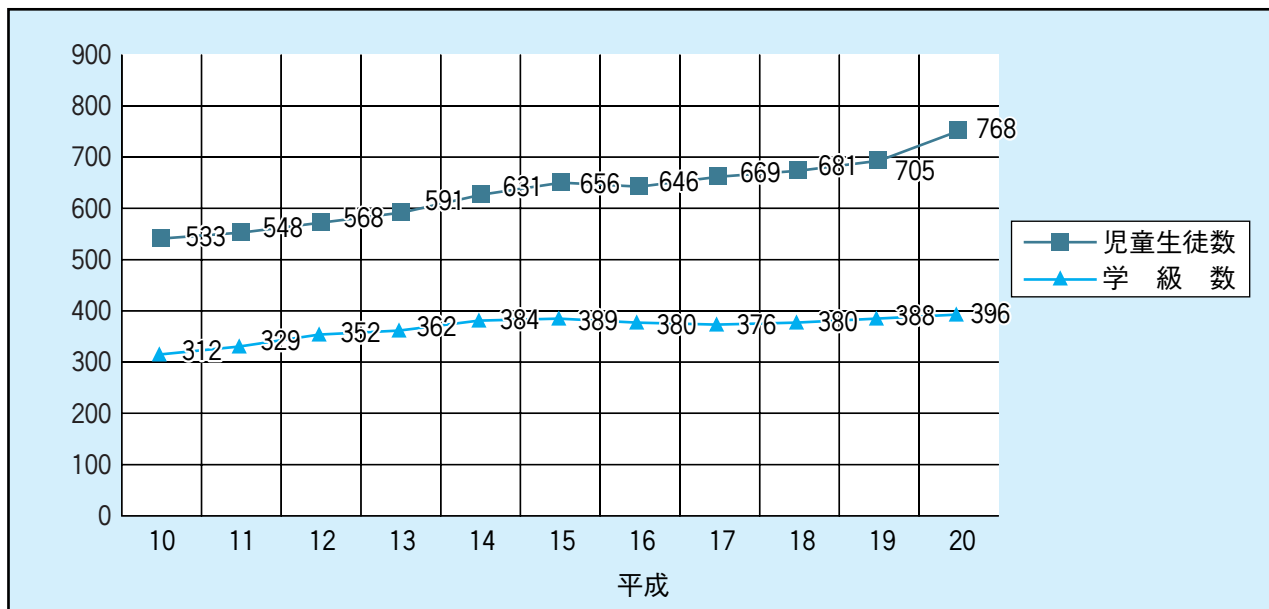
平成20年5月1日現在

	校名	在籍者数	学級数	教職員数 (本務者)	校地面積	校舎等延床面積
1	秋田県立盲学校	24	11	51	9,898m ²	5,661m ²
2	秋田県立聾学校	46	20	67	22,150m ²	8,481m ²
3	秋田県立秋田養護学校	48	20	61	12,627m ²	4,695m ²
4	秋田県立秋田養護学校道川分教室*	13	5	15	0m ²	86m ²
5	秋田県立勝平養護学校	63	29	73	7,364m ²	3,296m ²
6	秋田県立比内養護学校	75	21	89	48,623m ²	6,107m ²
7	秋田県立比内養護学校かづの分校	34	14	28	8,254m ²	1,192m ²
8	秋田県立比内養護学校たかのす分校	32	12	33	7,327m ²	1,022m ²
9	秋田県立能代養護学校	94	28	89	69,114m ²	5,990m ²
10	秋田県立養護学校天王みどり学園	106	31	71	教育センターと共有	5,002m ²
11	秋田県立栗田養護学校	142	39	112	30,978m ²	10,745m ²
12	秋田県立ゆり養護学校	91	26	80	64,697m ²	5,984m ²
13	秋田県立大曲養護学校	148	37	109	55,500m ²	7,015m ²
14	秋田県立横手養護学校	77	24	66	46,386m ²	6,252m ²
15	秋田県立稲川養護学校	64	22	49	12,438m ²	2,512m ²
16	秋田大学教育文化学部附属特別支援学校	61	9	35	12,729m ²	3,527m ²

* 道川分教室：国立病院機構あきた病院内に設置

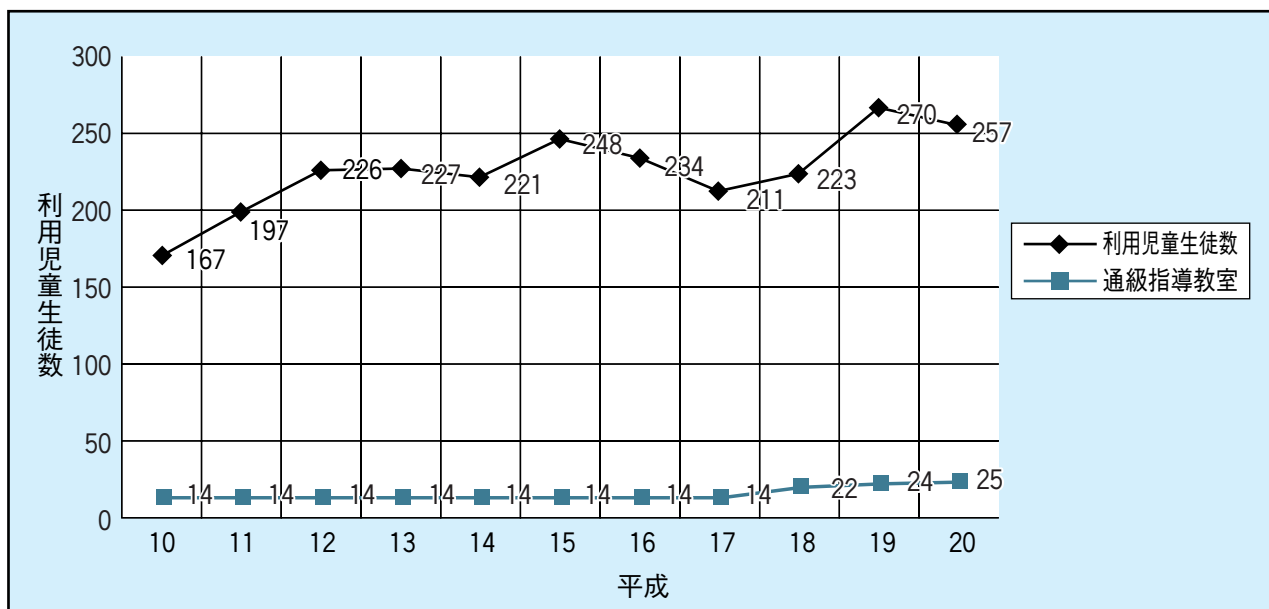
資料5 特別支援教育対象児童生徒の現状

1 特別支援学級数、在籍児童生徒数の推移



*平成18年度まで「特殊学級」、平成19年度より「特別支援学級」

2 通級指導教室利用児童生徒数の推移



*平成17年度まで言語障害通級指導教室は、小学校14校に14教室

*平成18年度、言語障害通級指導教室は、小学校14校に14教室、LD・ADHD通級指導教室は、小学校8校に8教室

*平成19年度、言語障害通級指導教室は、小学校14校に14教室、LD・ADHD通級指導教室は、小学校10校に10教室

*平成20年度、新たに中学校1校にLD・ADHD通級指導教室設置

3 小・中学校の通常の学級に在籍し、知的な遅れはないが、学習面、行動面で著しい困難があると判断される児童生徒の現状

【平成18年8～10月調査】420校（89,591名対象）

学習面でのみ困難	学習面・行動面両方で困難	行動面でのみ困難
575 名	697 名	353 名
計 1,625 名 (1.8%)		

* 文部科学省が平成14年度全国5地区370校、41,579名を対象に調査した内容と同様の調査内容

4 公立高等学校に在籍し、知的な遅れはないが、学習面、行動面で著しい困難があると判断される生徒の現状

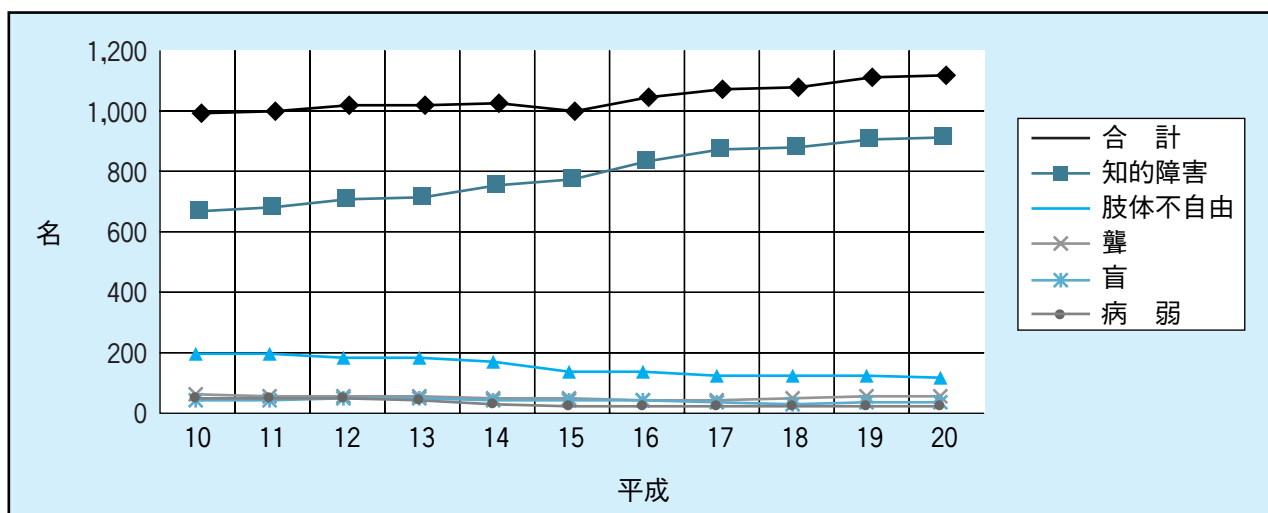
【平成20年9月調査】全日制60校、定時制7校、通信制1校（27,994名対象）

学習面でのみ困難	行動面でのみ困難	対人関係でのみ困難
60 名	69 名	59 名
学習面・行動面両方で困難	行動面・対人関係両方で困難	対人関係・学習面両方で困難
75 名	18 名	23 名

学習面・行動面・対人関係すべてで困難
35 名

計 339名 (1.2%)

5 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数の推移

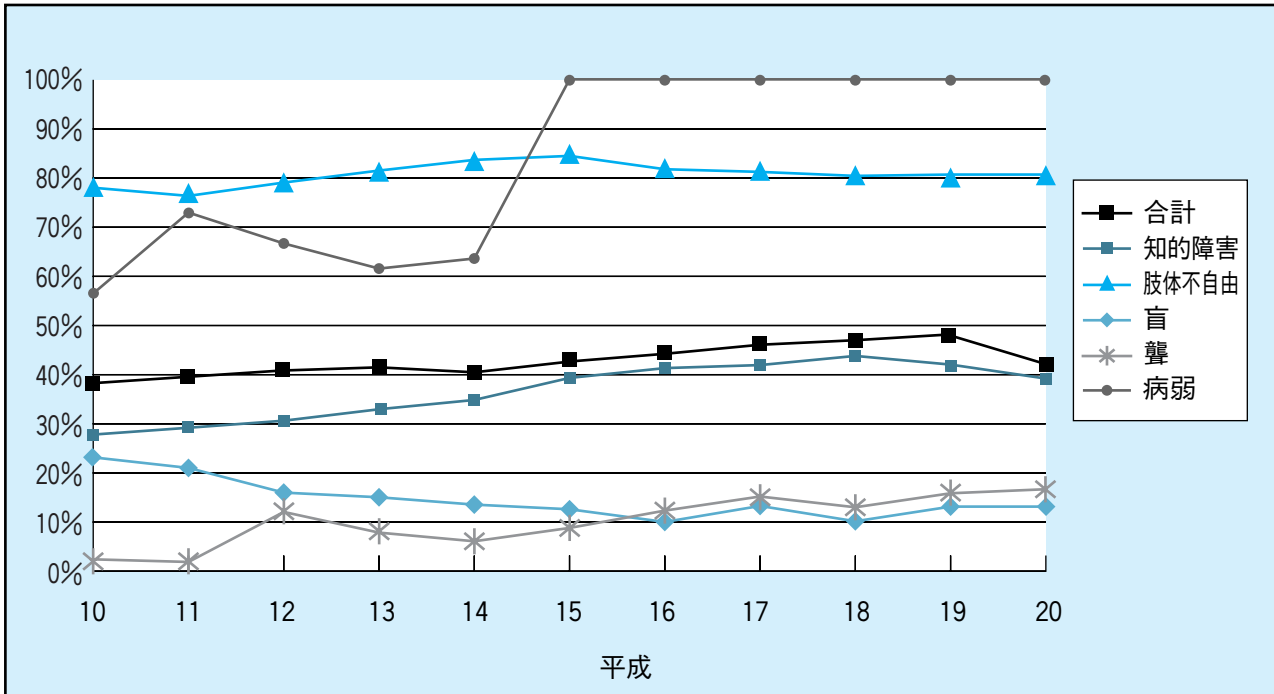


平成	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
合計	991	997	1,014	1,014	1,022	1,000	1,045	1,073	1,076	1,113	1,118
知的障害	671	685	709	719	756	782	840	884	887	914	924
肢体不自由	193	187	174	178	166	129	126	117	115	118	111
聾	52	48	48	45	41	39	36	37	40	45	46
盲	34	34	39	41	37	36	32	24	22	24	24
病弱	41	43	44	31	22	14	11	11	12	12	13

* 平成19年度より「特別支援学校」

* 秋田大学教育文化学部附属特別支援学校（知的障害）を含む

6 特別支援学校幼児児童生徒の重複障害学級在籍率（幼稚部～高等部専攻科）



	平成	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	幼児児童生徒数		991	997	1,014	1,014	1,022	1,000	1,045	1,073	1,076	1,113
合計		991	997	1,014	1,014	1,022	1,000	1,045	1,073	1,076	1,113	1,118
知的障害		671	685	709	719	756	782	840	884	887	914	924
肢体不自由		193	187	174	178	166	129	126	117	115	118	111
盲		34	34	39	41	37	36	32	24	22	24	24
聾		52	48	48	45	41	39	36	37	40	45	46
病弱		41	43	44	31	22	14	11	11	12	12	13
重複学級在籍数	平成	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
合計		362	386	411	414	422	436	465	480	492	494	471
知的障害		181	206	235	240	261	306	343	365	379	376	356
肢体不自由		149	141	135	146	140	109	104	96	94	96	91
盲		8	7	6	6	5	4	3	3	2	3	3
聾		1	1	6	3	2	3	4	5	5	7	8
病弱		23	31	29	19	14	14	11	11	12	12	13
重複学級在籍率	平成	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
合計		36.5%	38.7%	40.5%	40.8%	41.3%	43.6%	44.5%	44.7%	45.7%	44.4%	42.1%
知的障害		27.0%	30.1%	33.1%	33.4%	34.5%	39.1%	40.8%	41.3%	42.7%	41.1%	38.5%
肢体不自由		77.2%	75.4%	77.6%	82.0%	84.3%	84.5%	82.5%	82.1%	81.7%	81.4%	82.0%
盲		23.5%	20.6%	15.4%	14.6%	13.5%	11.1%	9.4%	12.5%	9.1%	12.5%	12.5%
聾		1.9%	2.1%	12.5%	6.7%	4.9%	7.7%	11.1%	13.5%	12.5%	15.6%	17.4%
病弱		56.1%	72.1%	65.9%	61.3%	63.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

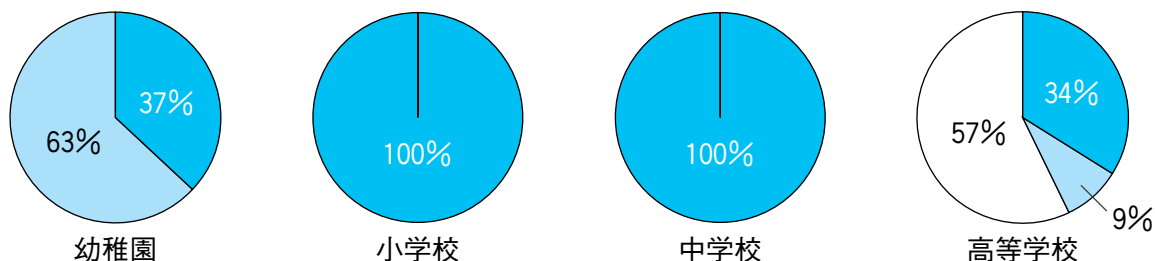
資料6 平成19年度 特別支援教育支援体制整備状況調査結果

(平成19年10月～11月実施)

公立学校	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	総数
学校数	27	283	134	58	502

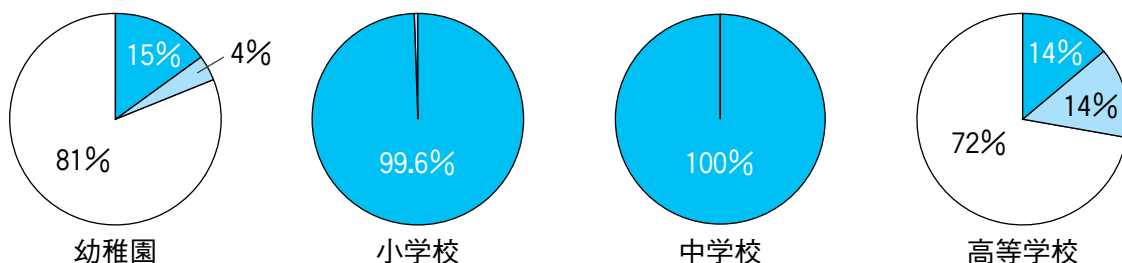
1 校内委員会、又は同等の機能をもった委員会を設置していますか

■ 設置済 ■ 予定 ■ 未設置



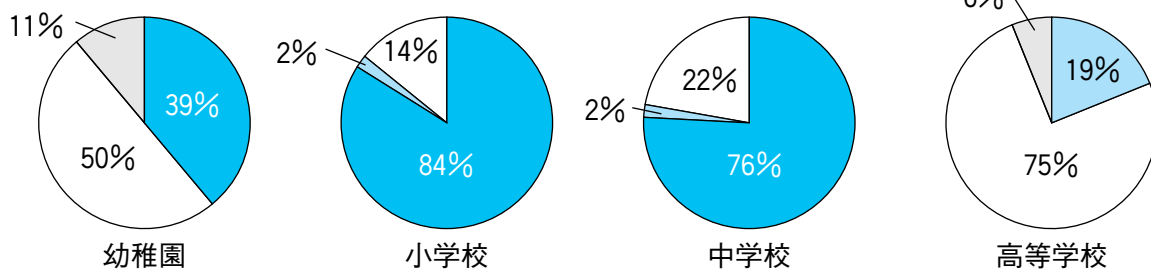
2 学校内で特別支援教育全体をコーディネートする立場の者を学校の校務として位置付けていますか

■ 設置済 ■ 予定 ■ 未設置



3 発達障害のある幼児児童生徒の個別の指導計画を作成していますか

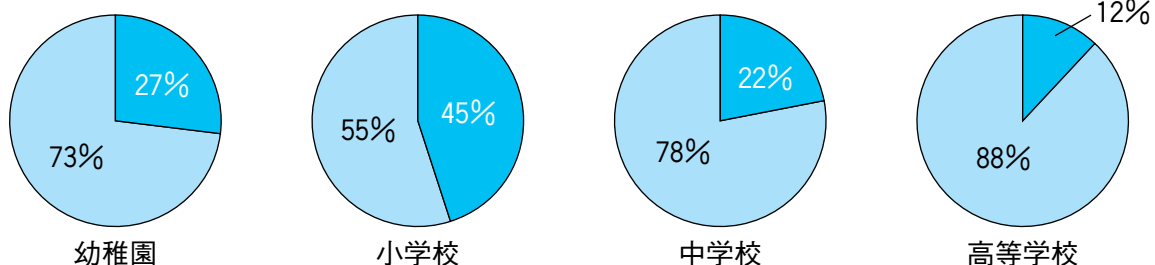
■ 作成済 ■ 予定 ■ 対象児無 ■ 未作成



※個別の指導計画の作成：幼稚園、高等学校については、実態把握を行った園・学校のみが回答

4 特別支援教育に関する研修を受講した教員数

■ 受講 ■ 受講無

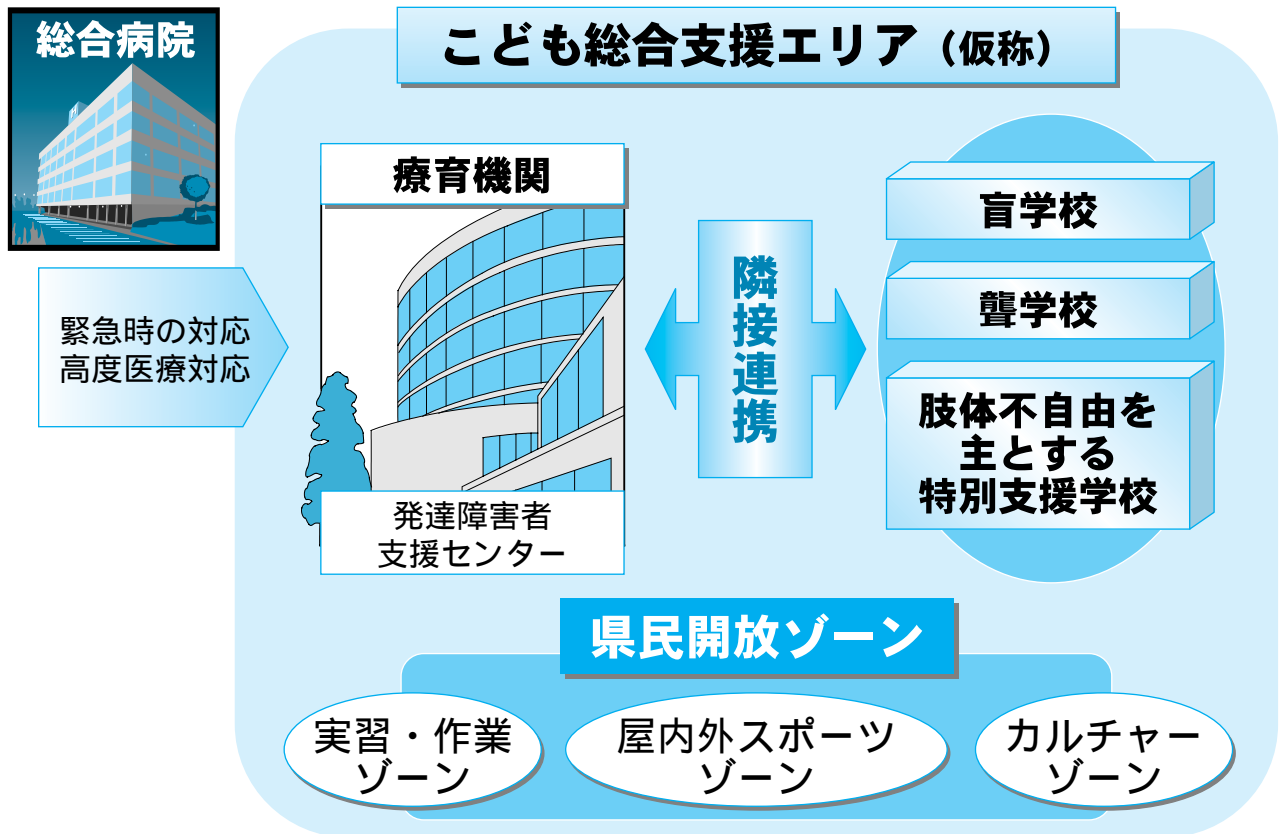


※平成20年9月現在、公立幼稚園、公立高等学校の校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名はいずれも100%となっている。

資料7 特別支援学校就学基準と特別支援学級、通級による指導の対象者の基準

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
知的障害者	一 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の変滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者			自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
A D D			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	学校教育法施行令第22条の3による	平成14年5月27日付け文科発第291号「障害のある児童生徒の就学について（通知）」、平成14年6月文部科学省初等中等局特別支援教育課「就学指導資料」及び平成18年7月同「就学指導資料（補遺）」による	

構 想 概 念 図



開校時想定される幼児児童生徒数

【盲学校（仮称）】

	幼稚部(新)	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
幼児児童生徒数	3	4	4	6	9	26
学級数	1	2	2	2	3	10

*専攻科の学科を次のように新設する

「理療科」（既設） 「保健理療科」（新設） 「生活情報科」（新設）

【聾学校（仮称）】

	幼稚部(新)	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
幼児児童生徒数	12	16	4	7	3	42
学級数	4	5	2	6	1	18

*高等部及び専攻科の学科を次のように変更する

「印刷情報科」→「情報デザイン科」（印刷デザインコース、情報ビジネスコース）
 「産業技術科」→「産業技術科」（木工コース、生活デザインコース）

【肢体不自由を主な対象とする特別支援学校（仮称）】

	小学部	中学部	高等部	合計
幼児児童生徒数	54	33	45	132
学級数	17	12	16	45

*①小・中学校、高等学校に準ずる教育課程

③自立活動を中心とした教育課程

②知的障害特別支援学校に準ずる教育課程

④在宅訪問教育の教育課程

資料9 秋田県特別支援教育総合整備計画検討委員会 「秋田県特別支援教育総合整備計画（案）」説明会

秋田県特別支援教育総合整備計画検討委員会

設 置：平成15年3月に策定した「秋田県特殊教育総合整備計画」の実施状況の検証を通して、秋田県が目指す特別支援教育の在り方を示すと共に、学校整備の計画等を策定するため、同委員会を設置する。

委 員：特別支援学校長 7名
教育庁総務課施設整備室長、幼保推進課長、義務教育課長、高校教育課長
健康福祉部障害福祉課長

事務局：教育庁特別支援教育課

期 日：	第1回	平成19年9月27日
	第2回	平成19年11月21日
	第3回	平成20年1月8日

秋田県特別支援教育総合整備計画（案）説明会

趣 旨：「秋田県特別支援教育総合整備計画（案）」の内容を説明し、広く関係者から意見等を聴取し、各地域と特別支援学校の現状と課題を確認する。

会 場：県内15特別支援学校

期 日：平成19年12月14日～平成20年1月31日

参加者：合 計

特別支援学校教職員	627名
保護者	133名
地域の学校関係者	57名
学校評議員、地域の方等	31名
市町村関係者他	28名
計	876名



秋田県子ども総合支援エリア（仮称）イメージ

秋田県特別支援教育総合整備計画

平成21年3月 発行

発行・編集 秋田県教育委員会

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1
特別支援教育課

TEL 018-860-5135
FAX 018-860-5136
URL www.pref.akita.lg.jp/tokubetu/
E-mail tokubetu@pref.akita.lg.jp